



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則及び認定日本語教育機関認定基準の一部を改正する省令 (文部科学一八)
- ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令 (経済産業三五)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (国土交通五五)

〔告 示〕

- 天皇后両陛下は第七十四回全国植樹祭に御臨場になる件 (宮内庁四)

- 棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件 (総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境一)
- 令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件 (中央選挙管理会一一)
- 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入銷却に関する件 (財務一二〇)
- 公職選挙法第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入銷却に関する件 (同一二一)
- 高速自動車国道に関する件 (国土交通三七九、三八〇)
- 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾を指定した件 (同三八一)
- 都市計画に関する件 (同三八二、三八三)
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件 (同三八四)

- 砂防法第二条の土地を指定する件 (同三八五、三八九)
- 道路に関する件 (東北地方整備局五二)
- 道路に関する件 (四国地方整備局三三、三四)
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 内閣 法務省 公安調査庁
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 四国地方整備局公示(四国地方整備局)
- 通 運
- 海事補佐人の登録、登録抹消 (海難審判所)
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分、証券無効関係

裁判所  
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係  
会社その他

省令

○文部科学省令第十八号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則及び認定日本語教育機関認定基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十六日

文部科学大臣 盛山 正仁

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則及び認定日本語教育機関認定基準の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関」を「第五号イに規定する告示日本語教育機関」に改める。

- 一 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和五年文部科学省令第三十九号）附則第二条第四号並びに第五条第一項及び第三項
二 認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）附則第二条及び第四条

附則

この省令は、令和六年四月二十六日から施行する。

○経済産業省令第三十五号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十一条第一項、第六十一条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十六条第一項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十六日

経済産業大臣 齋藤 健

ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令
ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain a table of contents (目次) for Chapter 7 and Chapter 8, including sections on gas work safety and economic industry matters.

かわらず、その認められたものをもって、これらの規定に規定する基準に代えるものとする。

備考 表中の「」は注記である。

附則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

○国土交通省令第五十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第五条の第三項、第十条の四第一項及び第七十七条の四第二項並びに第十九条の二十二第一項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十六日

国土交通大臣 齋藤 鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details amendments to maritime safety regulations regarding oil spill prevention and vessel safety.

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details amendments to gas work safety regulations, including changes to technical standards and safety procedures for gas equipment.

(外国において搭載した燃料油の燃料油供給証明書)  
給証明書の要件)

第十二条の十七の八 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件に適合する書面は、次に掲げる事項が記載されている書面とする。

- 一 船名及び国際海事機関船舶識別番号
- 二 燃料油を搭載した場所
- 三 燃料油を搭載した年月日
- 四 燃料油供給者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 五 燃料油の製品名
- 六 燃料油の搭載量
- 七 燃料油の摂氏十五度における密度
- 八 燃料油の硫黄分濃度
- 九 燃料油の引火点
- 十 燃料油が令第十一条の十又は第十一条の十一に定める基準に適合する旨及びその旨を証する燃料油供給者の署名

(外国において搭載した燃料油の燃料油供給証明書)  
給証明書の要件)

第十二条の十七の八 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件に適合する書面は、次に掲げる事項が記載されている書面とする。

- 一 船名及び国際海事機関船舶識別番号
- 二 燃料油を搭載した場所
- 三 燃料油を搭載した年月日
- (新設)
- 四 燃料油の製品名、摂氏十五度の温度における密度及び硫黄分濃度
- 五 燃料油の搭載量
- (新設)
- (新設)
- 六 燃料油供給者の氏名及び署名、住所並びに電話番号

附 則  
この省令は、令和六年五月一日から施行する。ただし、第八条の十三の改正規定は、令和六年七月一日から施行する。

告 示

○宮内庁告示第四号

天皇皇后両陛下は、岡山県において開催される第七十四回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月二十五日から同月二十六日まで同県へ行幸啓になる。

令和六年四月二十六日

宮内庁長官 西村 泰彦

○農林水産省、国土交通省、告示第一号

棚田地域振興法(令和元年法律第四十二号)第七條第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を次のとおり指定する。

令和六年四月二十六日

総務大臣 松本 剛明  
文部科学大臣 盛山 正仁  
農林水産大臣 坂本 哲志  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
環境大臣 伊藤信太郎

指定棚田地域は、次の表の市町村名欄に掲げる市町村の区域のうち、旧市町村名欄に掲げる旧市町村の区域(昭和二十五年二月一日における市町村の区域をいう。)とする。

区		域	
都道府県名	郡名	市町村名	旧市町村名
岩手県	花巻市	矢沢村	
岐阜県	土岐市	曾木村	
熊本県	八代市	二見村	

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。

○中央選挙管理会告示第十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和六年四月二十六日  
中央選挙管理会委員長 宮里 猛  
参議院名簿届出政党等の名称  
立憲民主党 当選人の住所 東京都世田谷区桜新町一丁目七番九号リベラル桜 渡邊紗耶香(市井紗耶香) 新町五〇三 当選人の氏名

○財務省告示第百二十号

国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和六年三月十一日に買入銷却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和六年四月二十六日

財務大臣 鈴木 俊一

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券(物価連動・10年)	第23回	10,000,000,000円	104.59円
”	第23回	2,200,000,000円	104.64円
”	第28回	100,000,000円	105.13円
”	第28回	200,000,000円	105.23円
”	第28回	6,300,000,000円	105.31円
”	第28回	300,000,000円	105.33円
”	第28回	500,000,000円	105.43円
”	第28回	500,000,000円	105.44円
計		20,100,000,000円	

○財務省告示第百二十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入銷却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和六年四月二十六日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	買入済却実行日	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券(40年)	第9回	令和6年3月12日	6,000,000円	66.72円

○国土交通省告示第三百七十九号  
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。  
 その関係図面は、令和六年四月二十六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十六日  
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
 路線名 東海北陸自動車道路  
 道路の区域

区	間	変更前	敷地の幅員	延	長
郡上市八幡町西乙原字戸具曾平二〇八二番一から同市八幡町西乙原字戸具曾平二〇八二番四まで		後	最大 一〇二 最小 一〇二		六五

○国土交通省告示第三百八十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。  
 その関係図面は、令和六年四月二十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十六日  
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
 路線名 東北縦貫自動車道弘前線  
 道路の区域

区	間	変更前	敷地の幅員	延	長
さいたま市岩槻区並木一丁目三〇九一番一から同市岩槻区並木二丁目三九九七番一まで		後	最大 四二〇 最小 四二〇		二〇一

○国土交通省告示第三百八十一号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条の四第二項の規定に基づき、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾を次のように告示する。

令和六年四月二十六日  
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾を指定した件  
 港湾法第二条の四第一項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾は、次の表のとおりとする。

都道府県	海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港	指定をした日
青森県	青森港	令和六年四月二十六日
秋田県	秋田港	令和二年九月二日
	能代港	令和二年九月二日

山形県	酒田港	令和六年四月二十六日
茨城県	鹿島港	令和二年九月二日
新潟県	新潟港	令和五年四月二十八日
福岡県	北九州港	令和二年九月二日

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。  
 (廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。  
 一 令和二年国土交通省告示第八百三十一号  
 二 令和五年国土交通省告示第四百十三号

○国土交通省告示第三百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和六年四月二十六日  
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
 一 施行者の名称 国土交通大臣  
 二 都市計画事業の種類及び名称 岡山県南広域都市計画道路事業3・2・1新岡山国道1号線及び岡山県南広域都市計画道路事業3・2・早201バイパス線  
 三 事業施行期間 自令和六年四月二十六日至今和十四年三月三十一日  
 四 事業地  
 収用の部分 岡山県岡山市南区箕島、山田、妹尾及び古新田並びに都窪郡早島町早島及び若宮地内  
 使用の部分 岡山県岡山市南区妹尾地内  
 五 収用又は使用の手続が保留される事業地  
 収用の部分 岡山県岡山市南区箕島、山田、妹尾及び古新田並びに都窪郡早島町早島及び若宮地内  
 使用の部分 なし

○国土交通省告示第三百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和六年四月二十六日  
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
 一 施行者の名称 国土交通大臣  
 二 都市計画事業の種類及び名称 岡山県南広域都市計画道路事業3・2・3西田中島阿賀崎線  
 三 事業施行期間 自令和六年四月二十六日至今和十二年三月三十一日  
 四 事業地  
 収用の部分 岡山県倉敷市加須山及び二日市地内  
 使用の部分 なし  
 五 収用又は使用の手続が保留される事業地  
 収用の部分 岡山県倉敷市加須山及び二日市地内  
 使用の部分 なし

五 収用又は使用の手続が保留される事業地  
 収用の部分 岡山県倉敷市加須山及び二日市地内  
 使用の部分 なし

国土交通省告示第百八十四号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
令和六年四月二十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

夜峰山五

二 砂防法第二条の土地の表示

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字宮ノ上及び字宮ノ前の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線、十一点を熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字宮ノ上八二〇番と八二一番との筆界に沿って結んだ線、十一点から十三点までを順次結んだ線、十三点と十四点を熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字宮ノ上八一六番と八一七番との筆界に沿って結んだ線、十四点から十六点までを順次結んだ線、十六点と十七点を熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字宮ノ前七九一番一と七九二番との筆界に沿って結んだ線、十七点から二十二点までを順次結んだ線、二十二点と二十三点を熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字宮ノ前七九一番一と七九二番との筆界及び七九一番一の道路側の境界線に沿って結んだ線、二十三点から三十五点までを順次結んだ線、三十五点と三十六点を熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字宮ノ上八二一番一と八二二番一との筆界に沿って結んだ線、三十六点から四十三点までを順次結んだ線、四十三点と四十四点を熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字宮ノ上八三四番及び八一九番一の道路側の境界線に沿って結んだ線、四十四点から五十点までを順次結んだ線、五十点と五十一点を熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字宮ノ上八二三番と八二四番との筆界に沿って結んだ線、五十一点から五十三点までを順次結んだ線及び一点と五十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

Table with 4 columns: Point number (e.g., 四、五、六), Longitude (e.g., 北緯三二度五〇分五八秒八四五四), Latitude (e.g., 東經一三一度〇一分五七秒一六〇五), and Point number (e.g., 四、五、六).

Table with 4 columns: Point number (e.g., 二十七、二十八、二十九), Longitude (e.g., 北緯三二度五〇分五八秒八四五四), Latitude (e.g., 東經一三一度〇一分五七秒一六〇五), and Point number (e.g., 二十七、二十八、二十九).

Table with 4 columns: Point number (e.g., 五十、五十一、五十二), Longitude (e.g., 北緯三二度五〇分五七秒七二四九), Latitude (e.g., 東經一三一度〇一分五七秒六八四四), and Point number (e.g., 五十、五十一、五十二).

国土交通省告示第百八十五号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。
令和六年四月二十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北野川助常谷川二

二 砂防法第二条の土地の表示

和歌山県有田郡有田町大字北野川字助常の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

○国土交通省告示第三百八十六号  
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するの  
 で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
 令和六年四月二十六日

- 国土交通大臣 齊藤 鉄夫
- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
 藤白川右支溪
- 二 砂防法第二条の土地の表示  
 和歌山県海南市藤白字大岩山田及び字大岩の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域
- 一点 北緯三四度〇八分三七秒〇九六一  
 東経一三五度一二分五三秒三一九二
  - 二点 北緯三四度〇八分三四秒九一九四  
 東経一三五度一二分五四秒二七一九
  - 三点 北緯三四度〇八分三一秒三二六五  
 東経一三五度一二分五三秒三七九七
  - 四点 北緯三四度〇八分二九秒二五二九  
 東経一三五度一二分五二秒二一一一
  - 五点 北緯三四度〇八分二九秒二九九九  
 東経一三五度一二分五一秒三四九八
  - 六点 北緯三四度〇八分三一秒五八二二  
 東経一三五度一二分五〇秒三七〇九
  - 七点 北緯三四度〇八分三一秒九七五八  
 東経一三五度一二分五〇秒三五七四
  - 八点 北緯三四度〇八分三四秒五四六一  
 東経一三五度一二分五一秒一九六九
  - 九点 北緯三四度〇八分三五秒一八八四  
 東経一三五度一二分五〇秒八四五七
  - 十点 北緯三四度〇八分三六秒四二三四  
 東経一三五度一二分五二秒四八九二
  - 十一点 北緯三四度〇八分三六秒五七七七  
 東経一三五度一二分五二秒五二七一
  - 十二点 北緯三四度〇八分三六秒六九七九  
 東経一三五度一二分五二秒〇七八〇
  - 十三点 北緯三四度〇八分三六秒八二五一  
 東経一三五度一二分五一秒七七七〇
  - 十四点 北緯三四度〇八分三六秒八三〇六  
 東経一三五度一二分五一秒五六八九
  - 十五点 北緯三四度〇八分三六秒八五一六  
 東経一三五度一二分五一秒八二一五
  - 十六点 北緯三四度〇八分三六秒八七〇四  
 東経一三五度一二分五一秒一九八一

十七点 北緯三四度〇八分三六秒九〇三〇  
 東経一三五度一二分五〇秒八五八四

十八点 北緯三四度〇八分三六秒九〇九九  
 東経一三五度一二分五〇秒七五〇七

十九点 北緯三四度〇八分三六秒九一一〇  
 東経一三五度一二分五〇秒五一九六

二十点 北緯三四度〇八分三六秒八八八六  
 東経一三五度一二分五〇秒二九一七

二十一点 北緯三四度〇八分三六秒八五四五  
 東経一三五度一二分五〇秒〇七五一

二十二点 北緯三四度〇八分三七秒一〇三八  
 東経一三五度一二分四九秒九六〇〇

○国土交通省告示第三百八十七号  
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するの  
 で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
 令和六年四月二十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
 日川

二 砂防法第二条の土地の表示  
 山梨県甲州市塩山牛輿字牛輿山、同市塩山中萩原字萩原山及び同市塩山下萩原字萩原山の区域内の土地のうち、次の一点から二十九点までを順次結んだ線及び一点と二十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十一年建設省告示第千六百四十一号で指定した同号十七に掲げる土地の区域を除く。）

- 一点 北緯三五度四一分三五秒三七四一  
 東経一三八度四八分五二秒三三二二
- 二点 北緯三五度四一分三六秒四四五五  
 東経一三八度四八分五二秒一四八〇
- 三点 北緯三五度四一分三六秒九八七四  
 東経一三八度四八分五二秒四〇〇九
- 四点 北緯三五度四一分三七秒二五五一  
 東経一三八度四八分五二秒七〇三三
- 五点 北緯三五度四一分三八秒一三一七  
 東経一三八度四八分五三秒四二二七
- 六点 北緯三五度四一分三九秒二四八六  
 東経一三八度四八分五四秒一七二三
- 七点 北緯三五度四一分四〇秒〇四五〇  
 東経一三八度四八分五四秒〇五三八

八点 北緯三五度四一分四〇秒四一九四  
 東経一三八度四八分五三秒八二八二

九点 北緯三五度四一分四一秒七五八二  
 東経一三八度四八分五三秒九一〇五

十点 北緯三五度四一分四三秒一六六五  
 東経一三八度四八分五五秒二六〇八

十一点 北緯三五度四一分四六秒二六一一  
 東経一三八度四九分〇一秒三二〇四

十二点 北緯三五度四一分四九秒三五四六  
 東経一三八度四九分〇一秒四〇一八

十三点 北緯三五度四一分五二秒六九七二  
 東経一三八度四九分〇一秒九九九一

十四点 北緯三五度四一分五五秒三七〇八  
 東経一三八度四九分〇一秒〇六九七

十五点 北緯三五度四一分五四秒九〇二二  
 東経一三八度四九分〇一秒三二八一

十六点 北緯三五度四一分五二秒九七四三  
 東経一三八度四九分〇一秒五〇八一

十七点 北緯三五度四一分五〇秒一七七八  
 東経一三八度四九分〇一秒〇一〇八

十八点 北緯三五度四一分四九秒一九五四  
 東経一三八度四九分〇一秒二四七六

十九点 北緯三五度四一分四八秒四九五五  
 東経一三八度四九分〇一秒二三四〇

二十点 北緯三五度四一分四七秒四二四八  
 東経一三八度四九分〇一秒二九三五

二十一点 北緯三五度四一分四五秒九四七三  
 東経一三八度四九分〇一秒〇〇一八

二十二点 北緯三五度四一分四四秒七二八五  
 東経一三八度四九分〇一秒三三八六一

二十三点 北緯三五度四一分四四秒五七九七  
 東経一三八度四九分〇一秒九七一六

二十四点 北緯三五度四一分四六秒三二四九  
 東経一三八度四九分〇一秒四〇四八一

二十五点 北緯三五度四一分四四秒八三〇一  
 東経一三八度四九分〇一秒三二四〇

二十六点 北緯三五度四一分四四秒八一八六  
 東経一三八度四九分〇一秒五五三二

二十七点 北緯三五度四一分四四秒四五六四  
 東経一三八度四八分五八秒二六六五

二十八点 北緯三五度四一分三七秒五七七二  
 東経一三八度四八分五七秒九三三三

二十九点 北緯三五度四一分三四秒七〇六六  
 東経一三八度四八分五四秒四八一六

○国土交通省告示第三百八十八号  
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するの  
 で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
 令和六年四月二十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
 嶺上谷川

二 砂防法第二条の土地の表示  
 次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十八年建設省告示第千二百四十七号で指定した嶺上谷川に掲げる土地の区域を除く。）

滋賀県長浜市鍛冶屋町  
 字半場 三六〇番一  
 三六二番一  
 三六三番一  
 三六五番一及び三六五番三  
 三六六番一  
 三六七番一  
 三六八番一  
 三〇九番一  
 三一一番一  
 三一九番一及び二九九番三  
 三〇一番一  
 三〇二番一から三〇二番三まで  
 三〇五番七から三〇五番九まで

○国土交通省告示第三百八十九号  
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するの  
 で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
 令和六年四月二十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
 中原第二

二 砂防法第二条の土地の表示  
 次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県神埼市脊振町広滝  
 字原 八五三番一 一号  
 地先水路敷 八四三番一 二号  
 八四六番一 三号

- 八四六番九 四号
- 八四六番四 五号
- 八四六番三 六号
- 八四六番一四 七号及び八号
- 八四六番一三 九号から十一号まで
- 八四三番二 十二号
- 八四〇番 十四号及び十五号
- 地先水路敷
- 字中原浦 八十一番六五 十三号
- 地先水路敷
- 二(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 中原第四
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- 次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
- 佐賀県神埼市春振町広滝
- 字原 八四六番五 一号から六号まで及び十四号から十六号まで
- 八四六番九 七号、八号及び十三号
- 八二八番一 九号及び十号
- 八五四番 十一号
- 八四六番八 十二号
- 地先水路敷
- 三(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 中原第五
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- 次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
- 佐賀県神埼市春振町広滝
- 字原 九三七番二 二号から十一号まで
- 九三九番二 十二号から十四号まで
- 一〇一二番一 一号及び十五号
- 四(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 勝陣第二
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- 次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
- 佐賀県神埼市春振町広滝
- 字勝陣 一六四四番 一号
- 地先水路敷 一六四四番 二号
- 一六一一番三 三号及び四号

- 一六一一番四九 五号
- 一六一一番七〇 六号及び八号
- 一六三九番一 七号
- 一六一一番九 九号
- 一六一一番七一 十号及び十六号
- 一六一一番八八 十一号及び十二号
- 一六一一番八六 十三号及び十四号
- 地先道路敷
- 一六一一番六五 十五号
- 一六四七番一 十七号
- 地先道路敷
- 〇国土交通省告示第三百九十号
- 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。
- 令和六年四月二十六日
- 国土交通大臣 斉藤 鉄夫
- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 川内川
- 二 砂防法第二条の土地の表示
- 次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
- 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久慈
- 字川内の式 四四七番
- 四四二番
- 四五六番
- 四四七番一から四五七番三まで
- 四五八番から四六〇番まで
- 四六七番
- 四六八番一及び四六八番三
- 四六九番一及び四六九番三
- 四七二番及び四七三番
- 六五一番
- 六五二番二
- 六五三番
- 六五五番一及び六五五番二
- 六六〇番一
- 六六一番
- 六六六番一
- 六六六番一から六六八番三まで
- 六六九番一及び六六九番二

- 〇東北地方整備局告示第五十一号
- 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
- その関係図面は、令和六年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
- 令和六年四月二十六日
- 東北地方整備局長 山本 巧
- 路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所
- 四十五号 東松島市川下字袖谷地四番一から同市川下字袖谷地無番 東北地方整備局及び同局仙台まで 図面縦覧場所
- 供用開始の期日 令和六年四月二十六日
- 〇四国地方整備局告示第三十三号
- 次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
- その関係図面は、令和六年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
- 令和六年四月二十六日
- 四国地方整備局長 佐々木淑充
- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 十一号及び百九十二号
- (三) 道路の区域
- 変更前 変更新前
- 敷地の幅員 延長 備考
- 後別
- 新居浜市船木字長野一九九四番一から同市萩生字本郷四二二番二まで
- B・A 九・二〇〇 四一・三〇〇 七・五八〇
- E・D・C 九・二〇〇 四一・三〇〇 七・五八〇
- H・G 二四・六〇〇 一四五・五二 七・八二八
- 前 H・G 二四・六〇〇 一四五・五二 七・八二八
- H・J 二四・六〇〇 一四五・五二 七・八二八
- K・L 二四・六〇〇 一四五・五二 七・八二八
- M 二四・六〇〇 一四五・五二 七・八二八
- 後 H・G 二四・六〇〇 九三・〇〇 七・八六六
- H・I 二四・六〇〇 九三・〇〇 七・八六六
- E・F 二四・六〇〇 九三・〇〇 七・八六六
- D・C 二四・六〇〇 九三・〇〇 七・八六六
- B・A 二四・六〇〇 九三・〇〇 七・八六六
- K・L 二四・六〇〇 九三・〇〇 七・八六六
- M 二四・六〇〇 九三・〇〇 七・八六六
- 〇四国地方整備局告示第三十四号
- 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
- その関係図面は、令和六年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
- 令和六年四月二十六日
- 四国地方整備局長 佐々木淑充
- 路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所
- 十一号及び百 新居浜市西喜光地町甲四八五三番一から同市本郷二丁目 四国地方整備局及び同局松
- 九十二号 七七五番八まで 山河川国道事務所
- 供用開始の期日 令和六年四月二十七日十八時

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

四月二十四日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

議案提出

四月二十四日議員から提出した議案は次のとおりである。

サイバー安全保障態勢の整備の推進に関する法律案（堀場幸子外二名提出）

議案通知書受領

四月二十四日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

質問書提出

四月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金に関する質問主意書（森山浩行提出）

議事日程

四月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程 第十八号

令和六年四月二十五日（木曜日）

午後一時開議

- 第一 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三 学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案提出

四月二十四日議員から次の議案が提出された。サイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案（浜口誠発議（参第七号））

議案付託

四月二十四日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

総務委員会に付託

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（閣法第一六号）

二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（閣法第一七号）

経済産業委員会に付託

議決通知

四月二十四日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

質問主意書転送

四月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

コロナ禍における旅行支援政策と感染拡大防止との関係に関する質問主意書（村田亨子提出）

（第一一六号）

我が国の科学技術開連政策における国際関係と安全保障への影響に関する質問主意書（神谷宗幣提出（第一一七号））

（第一一七号）

歴史認識に関わる我が国の政策に関する第三回質問主意書（神谷宗幣提出（第一一八号））

（第一一八号）

フリーランスで芸能に従事するクリエイターの保護に関する質問主意書（塩村あやか提出（第一一九号））

（第一一九号）

フリーランスの労災保険特別加入制度に関する質問主意書（塩村あやか提出（第一二〇号））

（第一二〇号）

画像生成AIの適正使用及びそれに伴う著作権制度の整備等に関する質問主意書（塩村あやか提出（第一二一号））

（第一二一号）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

弔詞

三月二日逝去された元議員真鍋賢二君に対し、四月二十四日次の弔詞をささげた。

参議院は、わが国 民主政治発展のため力を尽くされ、特に院議をもって永年の功労を表彰せられ、さきに特別委員長、金融問題及び経済活性化に関する特別委員長等の要職に就かれ、また国務大臣としての重任にあたられました。元議員従三位旭日大綬章真鍋賢二君の長逝に対し、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

人事異動

内閣

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）内閣事務官 吉野成一朗）

（内閣衛生情報センター北受信管制局に併任する（四月二十四日））

法務省

（名古屋地方検察庁検事） 検事 小林 萌子
（名古屋法務局訟務部付）に併任する（四月十三日）

（最高検察庁検事） 検事 野下 智之

（最高検察庁検事） 検事 石川さおり

（同）同 山崎 耕史

（奈良地方検察庁検事正）に配置換する（長野地方検察庁検事正） 同 北岡 克哉

（大阪地方検察庁検事正）に配置換する（大分地方検察庁検事正） 同 田中 知子

（さいたま地方検察庁検事） 加藤 匡倫

（同）同 井ノ口 毅

（釧路地方検察庁検事正）に配置換する（東京地方検察庁公安部長） 同 杉山 徳明

（さいたま地方検察庁検事）に配置換する（鳥取地方検察庁検事正） 同 山上真由美

（最高検察庁検事に配置換する（福岡地方検察庁小倉支部長） 岡本 貴幸

（同）同 井上 一朗

（福岡地方検察庁検事正）に配置換する（福岡地方検察庁小倉支部長を命ずる（宮崎地方検察庁検事正兼福岡高等検察庁宮崎支部長） 同 井上 一朗

（最高検察庁検事に配置換する（福岡高等検察庁検事の併任を解除する



(最高検察庁検事)同 自見 武士
宮崎地方検察庁検事正に配置換する
福岡高等検察庁検事に併任する
福岡高等検察庁宮崎支部勤務を命ずる
福岡高等検察庁宮崎支部長を命ずる
(東京高等検察庁検事)同 森 博英
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁公安部長を命ずる
(山形地方検察庁検事)同 向井 翔
東京地方検察庁三席検事の指名を解く
(釧路地方検察庁帯広支部長) 亦野 誠二
東京地方検察庁検事に配置換する
(高松地方検察庁丸亀支部長兼高松地方検察庁観音寺支部長) 金杉 敏宏
東京地方検察庁検事に配置換する
高松地方検察庁観音寺支部勤務を免ずる
高松地方検察庁観音寺支部長を免ずる
(東京地方検察庁検事)同 有吉 成美
横濱地方検察庁検事に配置換する
(同)同 笹川 義弘
大阪地方検察庁検事に配置換する
(福岡地方検察庁刑事部長)同 野村 安秀
福岡高等検察庁検事に配置換する
福岡高等検察庁刑事部長を命ずる
(福岡地方検察庁特別刑事部長)同 安井 一之
福岡地方検察庁刑事部長を命ずる
福岡地方検察庁特別刑事部長を免ずる
(福岡高等検察庁検事)同 森 裕樹
福岡地方検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁特別刑事部長を命ずる
(東京地方検察庁検事)同 小林 靖正
山形地方検察庁検事に配置換する
山形地方検察庁三席検事に指名する
(札幌地方検察庁検事兼札幌法務局訟務部付) 検事兼法務事務官 北野 達也
釧路地方検察庁検事に配置換する
釧路地方検察庁帯広支部勤務を命ずる
釧路地方検察庁帯広支部長を命ずる
法務事務官(札幌法務局訟務部付)の併任を解除する

(札幌高等検察庁検事兼札幌地方検察庁検事) 西村恵三子
高松地方検察庁丸亀支部勤務を命ずる
高松地方検察庁丸亀支部長を命ずる
高松地方検察庁観音寺支部勤務を命ずる
かねて高松地方検察庁観音寺支部長を命ずる
かねて高松地方検察庁観音寺支部長を命ずる
札幌地方検察庁検事の併任を解除する
(札幌地方検察庁検事)同 岡本 春菜
法務事務官(札幌法務局訟務部付)に併任する
(さいたま地方検察庁検事正)同 林 秀行
(奈良地方検察庁検事正)同 伊藤 伸次
辞職を承認する(各通)(以上四月十五日)
○定年退官
東京区検察庁副検事百瀬満は、検察庁法第二十二條第一項及び同法附則第三條の規定により四月十日限り定年退官
公安調査庁
(公安調査庁調査第一部第一課 総括課長補佐) 法務事務官 岡田 大介
(公安調査庁調査第一部第一課 国際調査企画官)同 原塚 勝洋
公安調査庁調査第二部公安調査管理官に昇任させる
(公安調査庁調査第二部公安調査管理官)同 横川 智之
近畿公安調査局調査第二部長に転任させる
(北海道公安調査局調査第一部長)同 小林 幹生
関東公安調査局調査第一部長に配置換する
(北海道公安調査局調査第一部長)同 伊藤 里美
盛岡公安調査事務所に長に昇任させる
(東北公安調査局総務部長)同 吉田 謙治
関東公安調査局総務所に長に配置換する
(盛岡公安調査事務所に長)同 桑原 信三
金沢公安調査事務所に長に配置換する
(関東公安調査局調査第一部長)同 青木 和之
(盛岡公安調査局調査第一部長)同 席調査官 同 高橋 龍介
北海道公安調査局調査第一部長に昇任させる
(関東公安調査局調査第二部長)同 席調査官 同 高橋 龍介
北海道公安調査局調査第二部長に昇任させる

叙位・叙勲

(関東公安調査局調査第一部統括調査官)同 豊田 孝成
静岡公安調査事務所に長に昇任させる
(中部公安調査局総務部総務管理官)同 清水 一洋
東北公安調査局総務部に長に昇任させる
(金沢公安調査事務所に長)同 船場 政樹
九州公安調査局調査第二部長に転任させる
(四国公安調査局調査第一部長)同 窪田 和史
中国公安調査局調査第一部長に配置換する
(九州公安調査局総務部長)同 近藤 友行
神戸公安調査事務所に長に転任させる
(九州公安調査局調査第二部長)同 中村 孝史
九州公安調査局総務部長に配置換する(以上四月十五日)
○叙位
正五位に叙する 木島 丘
大内 孝雄
水野 和夫
水嶋 一雄
山本軍四郎
従五位に叙する(各通) 水野 和夫
山本 幸造 若杉 満
鈴木 尚
正六位に叙する(各通) 梅坪 龍雄 五反田富士夫
坂本 隆哉
神保 幸夫 長谷 武繁 濱田 健二
安井 將
従六位に叙する(各通) 向川原 斌
正七位に叙する 太田 召二 益留 孝一 吉田 幸雄
従七位に叙する(各通)(以上三月十八日) (静岡大学名誉教授) 田原 康孝
正四位に叙する (広島大学名誉教授) 黒川 正流
従四位に叙する 合田 司郎 福山 達也 藤原 良造
従五位に叙する(各通) 糸数 栄輝 小笠原 孝 片岡 章
小林 雅人 杉左近 洋 寺崎 利子
長谷川英治郎 伴 克二
正六位に叙する(各通)

池澤 武 小野 義昭 菊地 久雄
倉形 龍雄 島田 勝彦 菅沼 清
鈴木 一廣 園田 年秋 中村 一志
榎木野俊一 平田 文義 星 登志夫
柳橋 明 與語多津美
従六位に叙する(各通) 生田 義昭 高田 勝利
正七位に叙する(各通)(以上三月十九日) (北海道大学名誉教授) 藤田 嘉夫
正四位に叙する 石川 宏 内田 進一 住吉 和夫
従四位に叙する 石川 宏 内田 進一 住吉 和夫
従五位に叙する(各通) 金本 司郎 五味 義典 佐々木智英
佐之井久紀 中村 了一 古澤 弘
正六位に叙する(各通) 氏川 智正 金子 柳吉 小嶋 康宏
小林 一男 齋藤 延典 齋藤 陸男
永沼 秀一 本山 巖 綿貫 俊夫
従六位に叙する(各通) 浅沼 憲一 伊藤 勝 大野 義幸
甲斐昭二三 山崎 幸雄
正七位に叙する(各通) 市川 滋男 金田 勝美 倉内 眞幸
柴崎 善昭 中谷 弘吉
従七位に叙する(各通)(以上三月二十日)
○叙勲
(千葉県長南町議会議員) 板倉 正勝
(徳島県松茂町議会議員) 佐藤 富男
旭日双光章を授ける(以上三月十九日) 島田 勝彦
旭日双光章を授ける 佐藤 光弘
旭日双光章を授ける 岡寄 匡志 吉川 博人
旭日単光章を授ける(各通)(以上三月二十日) 大内 孝雄 水嶋 一雄
瑞宝小綬章を授ける(各通) 坂本 隆哉 坂本 宜鴻
瑞宝双光章を授ける(各通) 神保 幸夫 若杉 満
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上三月十八日) 益留 孝一 吉田 幸雄

(静岡大学名誉教授)  
瑞宝中綬章を授ける  
(広島大学名誉教授)  
田原 康孝  
黒川 正流  
藤原 良造

瑞宝小綬章を授ける(各通)  
糸数 榮輝 小野 義昭 杉左近 洋  
寺崎 利子 中村 一志 伴 克二  
福山 達也

瑞宝双光章を授ける(各通)  
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上三月十九日)  
瑞宝小綬章を授ける  
榎木野俊一 柳橋 明  
内田 進一

瑞宝双光章を授ける(各通)  
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上三月二十日)  
瑞宝双光章を授ける(各通)  
市川 宏 小嶋 康宏 齋藤 延典  
中村 了一 永沼 秀一 根本 瑞  
古澤 弘 山崎 幸雄

瑞宝双光章を授ける(各通)  
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上三月二十四日)  
瑞宝双光章を授ける(各通)  
倉内 眞幸 柴崎 善昭 中谷 弘吉  
荒木 陽一

瑞宝双光章を授ける(各通)  
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上三月二十四日)  
瑞宝双光章を授ける(各通)  
旭日大綬章を贈与する(四月十六日)  
山田 孝義

○返上の請願  
勲章返上の請願の件許可された(四月十六日)  
山田 孝義

### 皇室事項

#### 行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の岡山県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日 五月二十五日

皇居(乾門) 御出門

東京国際空港御発 特別機

岡山空港御着

ANAクラウンプラザホテル岡山

岡山県立岡山工業高等学校

ANAクラウンプラザホテル岡山  
岡山コンベンションセンター  
お泊所 ANAクラウンプラザホテル岡山  
第二日 五月二十六日

岡山県総合グラウンド体育館(ジップアリーナ岡山)(第七十四回全国植樹祭会場)  
ANAクラウンプラザホテル岡山  
倉敷市真備支所  
まびふれあい公園  
倉敷市真備支所

岡山空港御発 特別機  
東京国際空港御着  
還幸啓

天候不良等の場合  
第一日五月二十五日特別機が四時間飛行延期の場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居(乾門) 御出門

東京国際空港御発 特別機

岡山空港御着

ANAクラウンプラザホテル岡山

岡山コンベンションセンター

お泊所 ANAクラウンプラザホテル岡山

第一日五月二十五日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌二十六日とし、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居(乾門) 御出門

東京国際空港御発 特別機

岡山空港御着

岡山県総合グラウンド体育館(ジップアリーナ岡山)(第七十四回全国植樹祭会場)

ANAクラウンプラザホテル岡山

ANAクラウンプラザホテル岡山以下当初の

第二日の御日程に同じ。

第二日五月二十六日天候不良の場合は、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

ANAクラウンプラザホテル岡山まで当初の第二日の御日程に同じ。

倉敷市真備支所

岡山空港御発 特別機

東京国際空港御着

還幸啓

### 官庁報告

#### 官庁事項

##### 四国地方整備局公示

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。  
その関係図面は、令和六年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年四月二十六日 四国地方整備局長 佐々木淑充

(一) 道路の種別 一般国道  
(二) 線の名称 十一号  
(三) 区域 備考

新居浜市西喜光地町甲四八五三番一から同市本郷二丁目七七五番八まで  
(四) 制限の対象とする占有物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)  
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。  
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。  
令和六年四月二十七日 四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所 備考

(五) 占用を制限する理由

(六) 占用の制限の開始の期日

(七) 縦覧場所

#### 通運

##### 海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則(昭和二十三年運輸省令第八号)第三十条の規定により公示する。  
令和六年四月二十六日 海難審判所長 廣島 貫治

登録番号 氏名 登録年月日 抹消年月日

二六一三 後藤 尚三 六・一・二二

二六一四 田淵 陽平 三・三・一九

登録抹消

登録番号 氏名 抹消年月日

四一九 泉 敬 六・一・三〇

二二二〇 安藤 周二 三・三・五

### 公告

#### 諸事項

##### 適格機関投資家等特別業務届出者に対する処分の公告

金融商品取引法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第32号)附則第2条第2項により適用される金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第63条の5第3項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特別業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同条第6項の規定により公告する。

1. 業務廃止を命じた適格機関投資家等特別業務届出者の氏名等  
・ 商号又は名称 アイピーエールベンチャー  
・ キヤピタル株式会社  
・ 住所又は所在地 東京都千代田区榎田築栄町2丁目6番7号大場ビル2F  
令和6年4月10日

2. 業務廃止命令年月日  
令和6年4月26日

関東財務局長 伊野 彰洋

##### 適格機関投資家等特別業務届出者に対する処分の公告

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第63条の5第3項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特別業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同条第6項の規定により公告する。

1. 業務廃止を命じた適格機関投資家等特別業務届出者の氏名等  
・ 商号又は名称 エクソー株式会社  
・ 住所又は所在地 東京都千代田区丸の内3-1-2丸の内二重橋ビル3階  
令和6年4月10日

2. 業務廃止命令年月日  
令和6年4月26日

関東財務局長 伊野 彰洋

証 票 無 効

証 票 名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
外国人技能実習に係る立入検査証	第1030252号	令和3年4月1日	令和6年3月25日	兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課長 鳥海 晃司

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

令和6年4月26日

厚生労働省  
相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年（家）第30038号

静岡県静岡市駿河区登呂4丁目20番ー12

申立人 山本健一郎

本籍静岡県静岡市駿河区登呂4丁目317番地13、最後の住所静岡県静岡市駿河区宮竹2丁目4番1ー4号、死亡の場所静岡県静岡市駿河区、死亡年月日令和5年12月20日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日平成3年6月16日、職業自営業

被相続人 亡 村松康二郎

事務所静岡市葵区伝馬町24番地2 相川伝馬町ビル5階つつじ通り法律事務所

相続財産清算人 弁護士 櫻田 和也

催告期間満了日 令和6年12月2日

静岡家庭裁判所

令和6年（家）第7014号

北海道帯広市西16条北1丁目13番地80

申立人 有限会社生塚不動産

本籍北海道帯広市東1条南7丁目2番地、最後の住所静岡県富士宮市小泉706番地の3レオパレスエクセルⅡ111号、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日令和5年11月30日、出生の場所北海道帯広市、出生年月日昭和33年1月2日、職業会社員

被相続人 亡 野越 正章

静岡県富士市吉原4丁目6番19号長橋法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長橋 順

催告期間満了日 令和6年12月4日

静岡家庭裁判所富士支部

令和6年（家）第7055号

名古屋市市中村区松原町1丁目23番地の1

申立人 名古屋市本陣市税事務所長 川村 輝威

本籍長崎県平戸市市田平町荻田免163番地、最後の住所名古屋市西区中小田井3丁目289番地、死亡の場所名古屋市中村区、死亡年月日令和3年6月26日、出生の場所長崎県北松浦郡南田平村、出生年月日昭和25年11月13日、職業不詳

被相続人 亡 太田 覚

事務所名古屋市中区丸の内3丁目20番6号

豊友ビル7階 額繻・吉野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小崎 公輔

催告期間満了日 令和6年11月29日

名古屋家庭裁判所

令和6年（家）第31号

鳥取県米子市米原1丁目3ー33

申立人 アーバンビュー錦町アベニュー管理組合 代表者理事長 奥田 直樹

本籍鳥取県米子市上福原6丁目1851番地、最後の住所鳥取県米子市米原1丁目3番33ー702号、死亡の場所鳥取県米子市、死亡年月日推定令和2年6月28日、出生の場所鳥取県米子市、出生年月日昭和47年6月21日、職業不明

被相続人 亡 柳谷 喜久

事務所鳥取県米子市加茂町2丁目219番地増谷ビル2階

相続財産清算人 中永 淳也

催告期間満了日 令和6年11月5日

鳥取家庭裁判所米子支部

令和6年（家）第30019号

広島県安芸郡海田町石原9番18号

申立人 丸子 弘子

本籍広島県呉市東辰川町37番地、最後の住所広島県江田島市江田島町小用3丁目28番1号、死亡の場所広島県江田島市、死亡年月日令和5年9月25日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和4年3月1日、職業無職

被相続人 亡 上田 和枝

事務所広島県安芸郡海田町南昭和町1番31号

相続財産清算人 司法書士法人武田事務所

催告期間満了日 令和6年11月25日

広島家庭裁判所呉支部

令和5年（家）第30188号

広島県呉市倉橋町3896番地の1

申立人 須賀 尚子

本籍広島県呉市仁方中筋町1525番地、最後の住所広島県呉市仁方西神町39番30号、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日平成30年6月26日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和43年4月6日、職業無職

被相続人 亡 大石 博之

事務所広島県呉市広古新開6丁目17番23号

相続財産清算人 司法書士 中尾 友紀

催告期間満了日 令和6年11月25日

広島家庭裁判所呉支部

令和6年（家）第7020号

福岡県福津市日時野1丁目9番6号グレージュラカノン106

申立人 多田 弘道

本籍東京都世田谷区奥沢1丁目32番、最後の住所福岡県福岡市中央区小笹3丁目15番35ー303号ペンディーオ小笹、死亡の場所福岡県久留米市、死亡年月日令和5年10月1日、出生の場所熊本県熊本市、出生年月日昭和56年9月9日、職業不明

被相続人 亡 工藤 紘輔

事務所福岡県福岡市中央区渡辺通2ー8ー10九州山光社ビル4階 新星法律事務所

相続財産清算人 弁護士 讃岐 真嗣

催告期間満了日 令和6年11月29日

福岡家庭裁判所

令和6年（家）第7044号

東京都中央区日本橋本石町3丁目1番2号F O R E C A S T 新常盤橋4階

申立人 株式会社マックス不動産

本籍福岡県福岡市中央区薬院4丁目18番、最後の住所福岡県福岡市中央区薬院4丁目18番26ー405号サンビューハイツ浄水、死亡の場所福岡県福岡市中央区、死亡年月日令和5年9月1日頃、出生の場所熊本県菊池郡菊池町、出生年月日昭和31年9月29日、職業不詳

被相続人 亡 木村 由美

事務所福岡市中央区渡辺通4ー6ー20星野ビル6階 リアン総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 裕介

催告期間満了日 令和6年11月29日

福岡家庭裁判所

令和5年（家）第3660号

富山市山室荒屋204番地1 グランディールⅢ102号

申立人 荒井 優子

本籍富山県富山市中川原263番地1、最後の住所富山市山室荒屋204番地1 グランディールⅢ102号、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日令和5年3月23日、出生の場所岡山県苫田郡小田村、出生年月日昭和20年11月21日、職業無職

被相続人 亡 荒井 進

岐阜県高山市桐生町3丁目105番地ひだ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 漆原 由香

催告期間満了日 令和6年11月15日

富山家庭裁判所

令和5年（家）第4421号

富山市亀谷684

申立人 高森 和子

本籍富山県中新川郡上市町下経田159番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所富山県中新川郡上市町、死亡年月日令和5年7月26日、出生の場所富山県中新川郡水橋町、出生年月日昭和40年6月4日、職業不明

被相続人 亡 野口 英樹

富山市西大泉17番20号浜忠第二ビル3 B 池田裕彦法律事務所

相続財産清算人 弁護士 池田 裕彦

催告期間満了日 令和6年11月13日

富山家庭裁判所

**令和5年(家)第4801号**  
富山市新桜町7番38号  
申立人 富山市  
本籍富山県富山市布市678番地、最後の住所富山市二俣新町8番地、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日平成25年9月24日、出生の場所富山県上新川郡蜷川村、出生年月日昭和5年7月15日、職業不明  
被相続人 亡 布村家壽男  
富山市千石町4丁目5番7号安田総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 安田奈津希  
催告期間満了日 令和6年11月15日  
富山家庭裁判所

**令和6年(家)第613号**  
富山市五福9区3995番地  
申立人 特定非営利活動法人とやま成年後見人協会  
本籍大阪府大阪市生野区新今里3丁目101番地、最後の住所富山市長江新町3丁目3番35号ありがとうホーム長江新町、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日令和5年4月13日、出生の場所大阪府大阪市東成区、出生年月日昭和17年12月30日、職業無職  
被相続人 亡 加藤 忠和  
富山県滑川市柳原45番地5  
相続財産清算人 吉田 彦太  
催告期間満了日 令和6年11月13日  
富山家庭裁判所

**令和6年(家)第8740号**  
事務所金沢市小立野1丁目26番17号宮村直人司法書士事務所  
申立人 宮村 直人  
本籍石川県金沢市高柳町ソ2番地30、最後の住所金沢市三口新町1丁目8番1号 万陽苑、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和6年2月9日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和15年2月23日、職業無職  
被相続人 亡 和田悦美子  
事務所金沢市小立野1丁目26番17号宮村直人司法書士事務所  
相続財産清算人 宮村 直人  
催告期間満了日 令和6年11月15日  
金沢家庭裁判所

**令和6年(家)第284号**  
京都府木津川市木津瓦谷13番地1フォレスト木津202号  
申立人 光泉裕賀子

本籍京都府木津川市南加茂台8丁目5番地3、最後の住所京都府木津川市木津瓦谷18番地13、死亡の場所京都府木津川市、死亡年月日令和5年1月8日、出生の場所大阪市阿倍野区、出生年月日昭和58年2月18日、職業自営業  
被相続人 亡 片山 貴史  
事務所京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル2階西村法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大谷 俊介  
催告期間満了日 令和6年11月14日  
京都家庭裁判所

**令和6年(家)第412号**  
京都市上京区今出川通七本松西入真盛町737番地  
申立人 株式会社中里  
代表者代表取締役 渡邊 隆夫  
本籍京都市上京区今出川通七本松西入真盛町737番地、最後の住所京都市上京区今出川通七本松西入真盛町737番地、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日令和5年12月21日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和13年12月12日、職業会社役員  
被相続人 亡 中村 泰子  
事務所京都市中京区烏丸御池東入アーパネックス御池ビル東館6階 御池総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小原 路絵  
催告期間満了日 令和6年11月14日  
京都家庭裁判所

**令和6年(家)第4012号**  
京都府京丹後市峰山町千歳3番地の2  
申立人 淡路 弘之  
申立人手続代理人 弁護士 藤居 弘之  
本籍京都府京丹後市峰山町御旅48番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所京都府京丹後市、死亡年月日令和5年10月11日、出生の場所京都府中郡峰山町、出生年月日昭和41年2月1日、職業自営業  
被相続人 亡 野村 幸男  
事務所京都府舞鶴市引土233番地6 ダイハチビル5階まいづる法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 吉本 晴樹  
催告期間満了日 令和6年11月14日  
京都家庭裁判所宮津支部

**令和6年(家)第70011号**  
兵庫県姫路市安田4丁目1番地  
申立人 姫路市

本籍兵庫県姫路市砥堀632番地7、最後の住所兵庫県姫路市砥堀632番地7、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和5年2月12日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和26年10月7日、職業不明  
被相続人 亡 谷口 君代  
事務所兵庫県姫路市北条口3丁目41番地TKD北条口ビル1階 姫路さくら法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高橋 朋子  
催告期間満了日 令和6年11月26日  
神戸家庭裁判所姫路支部

**令和6年(家)第136号**  
大阪府枚方市大峰南町12番12号  
申立人 西田 文幸  
本籍鳥取県倉吉市黒見281番地、最後の住所鳥取県倉吉市黒見281番地、死亡の場所鳥取県倉吉市、死亡年月日令和5年2月5日、出生の場所鳥取県倉吉市、出生年月日昭和29年1月5日、職業不明  
被相続人 亡 西田 松郎  
鳥取県倉吉市駄経寺町2丁目18番地  
相続財産清算人 司法書士 小椋 義孝  
催告期間満了日 令和6年11月5日  
鳥取家庭裁判所倉吉支部

**令和6年(家)第36号**  
鳥取県米子市加茂町1丁目1番地  
申立人 米子市  
本籍鳥取県米子市博労町2丁目46番地、最後の住所鳥取県米子市博労町2丁目46番地、死亡の場所鳥取県米子市、死亡年月日令和5年1月22日、出生の場所鳥取県米子市、出生年月日昭和3年10月31日、職業無職  
被相続人 亡 大野 弘毅  
事務所鳥取県米子市久米町328番地つばさビル2階和心総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 清水 奈月  
催告期間満了日 令和6年10月31日  
鳥取家庭裁判所米子支部

**令和6年(家)第4012号**  
福岡県田川郡福智町伊方2984番地  
申立人 仲谷 孝信  
本籍福岡県田川市大字伊加利1888番地、最後の住所福岡県田川市大字夏吉142番地 一本松すずかけ病院、死亡の場所福岡県田川市、死亡年月日令和6年2月19日、出生の場所福岡県田川郡方城町、出生年月日昭和27年1月1日、職業無職  
被相続人 亡 松下 薫

事務所福岡県飯塚市枝国666番地48 イオン穂波店内 松尾・足立法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 松尾 朋  
催告期間満了日 令和6年11月6日  
福岡家庭裁判所田川支部

**令和6年(家)第7号**  
熊本県葦北郡芦北町大字田浦749番地5  
申立人 上村 誠  
本籍熊本県八代市古閑上町34番地8、最後の住所熊本県八代市古閑上町34番地8、死亡の場所熊本県八代市、死亡年月日令和5年9月30日、出生の場所熊本県八代市、出生年月日昭和39年1月24日、職業無職  
被相続人 亡 清田 道弘  
事務所熊本県八代市千反町2丁目11号13番地14  
相続財産清算人 司法書士 瀬高 輝大  
催告期間満了日 令和6年11月8日  
熊本家庭裁判所八代支部

**令和6年(家)第30030号**  
宮城県亶理郡山元町浅生原字作田山32番地  
申立人 山元町  
本籍宮城県亶理郡山元町大平字小屋前25番地、最後の住所宮城県亶理郡山元町つばめの杜4丁目17番地1 町営つばめの杜住宅A33-1、死亡の場所宮城県亶理郡山元町、死亡年月日令和4年11月27日頃、出生の場所福島県石城郡磐崎村、出生年月日昭和14年6月25日、職業不明  
被相続人 亡 佐藤 慶一  
事務所仙台市青葉区一番町2丁目2番8号シエロ南町通6-2号室からんこえ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高橋 広希  
催告期間満了日 令和6年12月4日  
仙台家庭裁判所

**令和6年(家)第2010号**  
山形市城南町1丁目1番1号  
申立人 山形県信用保証協会  
本籍山形県鶴岡市湯温海甲203番地、最後の住所山形県鶴岡市湯温海甲203番地、死亡の場所山形県鶴岡市、死亡年月日平成29年9月29日、出生の場所山形県西田川郡温海町、出生年月日昭和29年12月24日、職業旅館業  
被相続人 亡 齋藤 守峰  
事務所山形県鶴岡市みどり町3番17号いぬづか法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 犬塚 晴夫  
催告期間満了日 令和6年11月15日  
山形家庭裁判所鶴岡支部

## 相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

### 令和6年(家)第274号

愛知県安城市御幸本町11-17

申立人 杉原 浩介

本籍愛知県安城市東端町里52番地、最後の住所愛知県安城市東端町里52番地、死亡の場所愛知県安城市、死亡年月日令和元年10月24日、出生の場所愛知県碧南市、出生年月日昭和47年12月19日、職業不詳

被相続人 亡 深津 英孝

催告期間満了日 令和6年11月18日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

### 令和6年(家)第3005号

福岡県直方市新町3丁目1番6号 井手口敬子司法書士事務所

申立人 司法書士 井手口敬子

本籍熊本県下益城郡城南町大字東阿高974番地、最後の住所福岡県宮若市宮田3512番地、死亡の場所福岡県宮若市、死亡年月日推定平成21年6月18日、出生の場所福岡県遠賀郡中間町、出生年月日昭和28年11月22日、職業不詳

被相続人 亡 地村 文夫

催告期間満了日 令和6年11月29日

福岡家庭裁判所直方支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

### 令和6年(へ)第1号

長野県佐久市鍛冶屋335番地2

申立人 株式会社不動テクノス

代表者代表取締役 高見澤 健

権利を争う旨の申述の終期 令和6年7月17日

令和6年4月9日 長野簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 DH066835

金額 105,166円

支払期日 令和6年3月31日

支払地 長野県須坂市

支払場所 株式会社八十二銀行須坂支店

振出日 令和5年12月20日

振出地 長野県上高井郡高山村

振出人 アスザック株式会社 代表取締役 久保 正直

受取人 申立人

最終所持人 申立人

## 失踪宣告

### 令和5年(家)第748号

本籍新潟県妙高市大字田口248番地、最後の住所神奈川県横浜市磯子区杉田3丁目23番16号

不在者 宮下 春夫

大正15年6月6日生

令和6年4月6日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

### 令和5年(家)第126号

本籍静岡県富士市岩淵37番地1、最後の住所静岡県富士市岩淵37番地の1

不在者 藤沼 修

昭和25年5月17日生

令和6年4月9日失踪宣告審判確定

静岡家庭裁判所富士支部裁判所書記官

### 令和5年(家)第192号

本籍和歌山県和歌山市毛見1437番地、最後の住所和歌山県紀の川市花野472番地6

不在者 山中 基彰

昭和62年3月22日生

令和6年4月6日失踪宣告審判確定

和歌山家庭裁判所裁判所書記官

### 令和5年(家)第17号

本籍長崎県松浦市御厨町米ノ山免229番地、最後の住所長崎県松浦市御厨町米ノ山免229番地

不在者 安永 泰雄

昭和21年11月22日生

令和6年4月6日失踪宣告審判確定

長崎家庭裁判所平戸支部裁判所書記官

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和6年(フ)第118号

鹿児島市永吉3丁目4番6号 スカイパレス103号

債務者 徳永真由美

- 1 決定年月日時 令和6年4月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川畑 貴胤
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年6月21日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和6年6月4日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

### 令和6年(フ)第79号

鹿児島市桜島松浦町12番地 松浦団地2号棟

債務者 寄川 雅人

- 1 決定年月日時 令和6年4月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 保々 恵美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年6月12日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和6年6月5日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

### 令和6年(フ)第92号

鹿児島県日置市伊集院町妙円寺3丁目91番地 県営グリーンビレッジ妙円寺団地42号棟102、前住所鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉1丁目8番地20

債務者 小久保浩幸

- 1 決定年月日時 令和6年4月11日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本多 弘毅
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年6月12日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年6月5日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

### 令和6年(フ)第93号

岡山県井原市井原町355番地7

債務者 佐藤 和哉

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片岡 靖隆

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年6月6日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和6年6月6日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

### 令和6年(フ)第17号

岩手県奥州市江刺愛宕字池向187番地3

債務者 高橋 梨瑚

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小平 竜太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年7月4日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和6年6月10日まで  
盛岡地方裁判所水沢支部

### 令和6年(フ)第23号

岩手県奥州市水沢真城字塚36番地 パストラル真城A棟 202号室

債務者 佐々木大智

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小平 竜太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年7月4日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年6月10日まで  
盛岡地方裁判所水沢支部

### 令和6年(フ)第566号

横浜市瀬谷区瀬谷5丁目29番地 メゾンホワイトA棟201号

債務者 齋藤 章

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲垣周太朗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年6月12日午前11時50分
- 5 免責意見申述期間 令和6年6月11日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

### 令和6年(フ)第15号

茨城県神栖市太田705番地322 ハイハウス井口103号

債務者 根本 勝

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 碧
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年6月26日午後1時
- 5 免責意見申述期間 令和6年6月12日まで  
水戸地方裁判所麻生支部

**令和6年（フ）第9号**

新潟県燕市白山町3丁目3番22号  
債務者 田巻 泰典

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平山 勝也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年7月18日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年6月12日まで  
新潟地方裁判所三条支部

**令和6年（フ）第10号**

新潟県燕市八王寺1430番地1  
債務者 川崎 怜実

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 貴介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年8月1日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和6年6月12日まで  
新潟地方裁判所三条支部

**令和5年（フ）第451号**

鹿児島市皇徳寺台4丁目17番17号  
債務者 堀之内 貢

- 1 決定年月日時 令和6年4月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新納 幸辰
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年6月19日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年6月12日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和6年（フ）第35号**

沖縄県沖縄市美原1丁目17番1号 シャトレ  
富2-10  
債務者 新垣 善盛

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松山清一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年6月19日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和6年6月12日まで  
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和6年（フ）第54号**

千葉県佐倉市王子台4丁目21番地1 サンセ  
ゾン中里B-4  
債務者 深坂 明

- 1 決定年月日時 令和6年4月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清田 友洋
- 4 免責意見申述期間 令和6年6月11日まで  
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和5年（フ）第400号**

宮崎市大塚町大迫北平4087番地2  
債務者 安留 大樹

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 緒方 完如
- 4 免責意見申述期間 令和6年6月13日まで  
宮崎地方裁判所破産係

**令和6年（フ）第100号**

宮崎市月見ヶ丘6丁目21番3号 シャイニン  
グヒル207号、前住所鹿児島市桜ヶ丘6丁目  
1番地16 暁201号  
債務者 森川 翔馬（旧姓宮崎）

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高山 桂
- 4 免責意見申述期間 令和6年6月13日まで  
宮崎地方裁判所破産係

**令和6年（フ）第330号**

宮城県多賀城市笠神3丁目5番1-301号  
債務者 早坂 彰剛

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大泉 力也
- 4 免責意見申述期間 令和6年6月17日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和6年（フ）第343号**

仙台市若林区沖野3丁目15番43号  
債務者 志藤 悟

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畠山 拓也
- 4 免責意見申述期間 令和6年6月17日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和6年（フ）第370号**

埼玉県川口市戸塚東3丁目40番33-301号  
メゾン・ド・陣屋  
債務者 山崎 裕貴

- 1 決定年月日時 令和6年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柳沢 里美
- 4 免責意見申述期間 令和6年6月18日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年（フ）第371号**

埼玉県川口市戸塚東3丁目40番33-301号  
メゾン・ド・陣屋  
債務者 山崎 直子

- 1 決定年月日時 令和6年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柳沢 里美
- 4 免責意見申述期間 令和6年6月18日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和5年（フ）第5072号**

大阪市北区本庄西3-8-9-401、住民票  
上の住所大阪市北区芝田2丁目2番22号  
債務者 北上 純也

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 慶行
- 4 免責意見申述期間 令和6年6月19日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**破産債権の届出期間及び一般  
調査期日****令和6年（フ）第10号**

鹿児島県霧島市国分清水1丁目13番37号  
パークハイツB-101  
破産者 林 かおり

- 1 破産債権の届出期間 令和6年5月16日まで
- 2 一般調査期日 令和6年6月26日午前10時  
令和6年4月17日

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和5年（フ）第5448号**

東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座  
8丁目ビル5階  
破産者 株式会社THE GRANSHIELD

- 1 破産債権の届出期間 令和6年5月21日まで
- 2 一般調査期日 令和6年9月3日午前10時  
令和6年4月16日

東京地方裁判所民事第20部

**令和5年（フ）第1959号**

さいたま市南区別所3丁目6番3-501号  
破産者 春川 尊徳

- 1 破産債権の届出期間 令和6年5月22日まで
- 2 一般調査期日 令和6年7月22日午前11時  
令和6年4月16日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和5年（フ）第3985号**

大阪市大正区泉尾1丁目37番9号  
破産者 稲葉染工有限会社

- 1 破産債権の届出期間 令和6年5月22日まで
- 2 一般調査期日 令和6年6月24日午後2時50分  
令和6年4月17日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年（フ）第288号**

和歌山市小雑賀3丁目2番24号  
破産者 有限会社崎浜建具製作所

- 1 破産債権の届出期間 令和6年5月22日まで
- 2 一般調査期日 令和6年7月11日午後1時50分  
令和6年4月17日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和5年（フ）第4743号**

大阪市生野区巽北3丁目2番2号  
破産者 株式会社大翔

- 1 破産債権の届出期間 令和6年5月24日まで
- 2 一般調査期日 令和6年7月8日午後1時40分  
令和6年4月17日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年（フ）第170号**

滋賀県彦根市西沼波町294番地1  
破産者 集治 昌志

- 1 破産債権の届出期間 令和6年5月28日まで
- 2 一般調査期日 令和6年7月22日午前10時45分  
令和6年4月16日

天津地方裁判所彦根支部

**令和5年（フ）第4335号**

大阪市西成区梅南3丁目4番14号  
破産者 株式会社下田製靴

- 1 破産債権の届出期間 令和6年6月3日まで
- 2 一般調査期日 令和6年7月18日午後2時20分  
令和6年4月17日

大阪地方裁判所第6民事部



**令和5年（ヒ）第2093号**

東京都中央区八重洲2丁目8番7号  
清算株式会社 株式会社対馬しいたけ  
代表清算人 木村 一彦

- 1 決定年月日 令和6年4月15日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

**第1 通則****1 協定の対象となる債権**

本協定の対象となる債権は、株式会社対馬しいたけ（以下「清算株式会社」という）の本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

**2 利息・遅延損害金の免除**

協定債権に対する特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。

**3 協定債権の弁済及び免除****(1) 協定債権の弁済**

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から1ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が終了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。

**(2) 協定債権者による免除**

各協定債権者は、上記(1)の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につきその債務をすべて免除する。なお、上記(1)の弁済原資が存しない場合は、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社から各協定債権者にしたときに、各協定債権者は各協定債権につきその債務をすべて免除する。

**(3) 追加弁済**

上記(1)による弁済後若しくは上記(2)の通知が各協定債権者に到達した後に、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、上記(2)による免除の効力は失われるものとする。

**4 弁済の方法及び端数の処理****(1) 弁済の方法**

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都中央区八重洲二丁目8番7号福岡ビル9階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

**(2) 弁済における端数の処理**

協定債権の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

**令和5年（ヒ）第2096号**

東京都中央区八重洲2丁目8番7号  
清算株式会社 株式会社対翔  
代表清算人 木村 一彦

- 1 決定年月日 令和6年4月15日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

**第1 通則****1 協定の対象となる債権**

本協定の対象となる債権は、株式会社対翔（以下「清算株式会社」という）の本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

**2 利息・遅延損害金の免除**

協定債権に対する特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。

**3 弁済の方法及び端数の処理****(1) 弁済の方法**

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都中央区八重洲二丁目8番7号福岡ビル9階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

**(2) 弁済における端数の処理**

協定債権の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。

**第2 一般債権****1 一般債権の定義**

一般債権とは、協定債権のうち、後記第3. 1で定義する関係者債権に該当しないものをいう。

**2 一般債権の弁済及び免除****(1) 一般債権の弁済**

清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から1ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社から、本特別清算手続が終了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。

**(2) 一般債権者による免除**

各一般債権者は、上記(1)の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につきその債務をすべて免除する。なお、上記(1)の弁済原資が存しない場合は、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社から各一般債権者にしたときに、各一般債権者は各一般債権につきその債務をすべて免除する。

**(3) 追加弁済**

上記(1)による弁済後若しくは上記(2)の通知が各一般債権者に到達した後に、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、

各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、上記(2)による免除の効力は失われるものとする。

**第3 関係者債権****1 関係者債権の定義**

関係者債権とは、協定債権のうち、木村一彦、株式会社対原、株式会社佐須街道及び株式会社榮建設が清算株式会社に対して有する債権をいう。

**2 関係者債権者による免除**

関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権につきその債務をすべて免除する。なお、上記第2. 2(3)の追加弁済を行う場合であっても、関係者債権者に対しては行わないことから、関係者債権者の免除の効力に影響を及ぼさないものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

**小規模個人再生による再生手続開始****令和6年（再イ）第38号**

埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸840番地42

再生債務者 大野 千鶴

- 1 決定年月日時 令和6年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月21日から令和6年5月31日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和6年（再イ）第16号**

埼玉県坂戸市千代田2丁目11番11号

再生債務者 伊藤 誠

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月22日から令和6年6月3日まで

さいたま地方裁判所川越支部



**令和6年(再イ)第28号**

千葉県市原市姉崎西3丁目2番地6  
再生債務者 鈴木 智

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月22日から令和6年6月5日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和6年(再イ)第53号**

千葉県船橋市駿河台1丁目5番48号 プラザシャトーC-3号

再生債務者 藤井 秀人

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月22日から令和6年6月5日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和6年(再イ)第8号**

千葉県八街市八街へ215番地417

再生債務者 竹原 美紗

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月22日から令和6年6月5日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

**令和6年(再イ)第10号**

千葉県佐倉市上志津原339番地65

再生債務者 鈴木 和彦

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月22日から令和6年6月5日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

**令和5年(再イ)第80号**

兵庫県尼崎市久々知西町2丁目4番15-717号

再生債務者 坂田千恵子

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月15日から令和6年5月29日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

**令和6年(再イ)第8号**

青森市富田4丁目24番38号 アポロA-201

再生債務者 五戸 佑樹

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月16日から令和6年5月30日まで

青森地方裁判所民事部再生係

**令和6年(再イ)第19号**

神奈川県秦野市室町8番6号

再生債務者 玉井 昇

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月23日から令和6年5月30日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和6年(再イ)第27号**

神奈川県秦野市南が丘2丁目2番地7-304

再生債務者 渡邊 義道

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月23日から令和6年5月30日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和6年(再イ)第15号**

相模原市中央区田名8552番地11

再生債務者 青木 勝

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月23日から令和6年5月30日まで

横浜地方裁判所相模原支部

**令和6年(再イ)第8号**

滋賀県彦根市日夏町2828番地42

再生債務者 濱口香代子

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月15日から令和6年5月29日まで

大津地方裁判所彦根支部

**令和5年(再イ)第32号**

岡山県倉敷市中島2733番地24

再生債務者 高橋 宗明

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月23日から令和6年6月3日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

**令和6年(再イ)第10号**

長崎県長崎市鳴見台2丁目17番20号

再生債務者 西林 雅哉

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月30日から令和6年6月13日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和6年(再イ)第17号**

愛知県愛西市勝幡町河畔1061番地15

再生債務者 馬場 敏寿

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月17日から令和6年5月24日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第76号**

名古屋市瑞穂区中根町4丁目14番地の2

再生債務者 井筒 和彦

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月17日から令和6年5月24日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第3号**

岐阜県多治見市太平町2丁目3番地の1

レオパレスコム太平108

再生債務者 岩見 隆宏

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月22日から令和6年6月5日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

**令和6年(再イ)第116号**

東京都江東区東陽5-22-10-102

再生債務者 柿沢 正大

- 1 決定年月日時 令和6年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月28日から令和6年6月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(再イ)第140号**

東京都品川区東五反田4-10-22-918

再生債務者 原 健策

- 1 決定年月日時 令和6年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月28日から令和6年6月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(再イ)第10号**

兵庫県芦屋市楠町15-2-312(住民票上の住所)

神戸市灘区岩屋北町7丁目1番31号

サムティ灘駅前1F-C

再生債務者 やまもと 整骨院こと 山本 良樹

- 1 決定年月日時 令和6年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月21日から令和6年6月4日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和6年(再イ)第3号**

岩手県一関市花泉町金沢字北金里91番地7

再生債務者 加藤 進

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月29日から令和6年6月12日まで

盛岡地方裁判所一関支部

**令和6年(再イ)第4号**

岩手県大船渡市日頃市町字長安寺51番地2

再生債務者 新沼 雄基

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月29日から令和6年6月12日まで

盛岡地方裁判所一関支部

**令和6年(再イ)第3号**

岩手県奥州市水沢字北田109-1 後藤ア

パート10号棟230号室

再生債務者 野田 将彦

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月29日から令和6年6月12日まで

盛岡地方裁判所水沢支部

**令和6年(再イ)第16号**

仙台市泉区市名坂字沖105番地の1 ウィル

モア市名坂201

再生債務者 高橋 朋寿

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月29日から令和6年6月12日まで

仙台地方裁判所第4民事部

**令和6年(再イ)第23号**

仙台市太白区中田4丁目8番5号 ブルー

ウィング南仙台202

再生債務者 小泉 壽美

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月29日から令和6年6月12日まで

仙台地方裁判所第4民事部

**令和6年(再イ)第5号**

茨城県常総市箕輪町37番地2

再生債務者 寺田 正弘

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月29日から令和6年6月19日まで

水戸地方裁判所下妻支部

**令和5年(再イ)第151号**

埼玉県新座市西堀2丁目17番27-15号

再生債務者 長嶋 礼子

- 1 決定年月日時 令和6年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月29日から令和6年6月5日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和4年(再イ)第392号**

東京都江戸川区江戸川5-19-8-101

再生債務者 鷺見 賢司

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月29日から令和6年6月19日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(再イ)第86号**

東京都大田区本羽田1-7-4-102

再生債務者 砂賀 健一

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月29日から令和6年6月19日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(再イ)第28号**

京都府久世郡久御山町下津屋川原44番地1

7棟202号

再生債務者 中村 務

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月22日から令和6年6月3日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和5年(再イ)第539号**

大阪市淀川区三津屋南1丁目16番28号

再生債務者 岩坂 昌郭

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月20日から令和6年6月3日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(再イ)第2号**

兵庫県美た郡香美町香住区上計1231番地

再生債務者 寺川 貴俊

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月22日から令和6年6月5日まで

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

**令和6年(再イ)第16号**

広島県廿日市市地御前1丁目10番20-311号

再生債務者 江口 淳一

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月22日から令和6年6月5日まで

広島地方裁判所民事第4部

**令和5年(再イ)第21号**

福岡県行橋市大字上稗田561番地

再生債務者 西江 洋一

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月22日から令和6年5月29日まで

福岡地方裁判所行橋支部再生係

**令和6年(再イ)第14号**

茨城県土浦市中高津1丁目23番38号 アイ

フィールドI番館103

再生債務者 成田 聡

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月30日から令和6年6月20日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和6年(再イ)第20号**

埼玉県所沢市林3丁目524番地の64

再生債務者 遠藤 将樹

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月30日から令和6年6月6日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和6年(再イ)第25号**

埼玉県川越市大塚2丁目12番地6

再生債務者 洩 誠次

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月30日から令和6年6月6日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和6年(再イ)第18号**

東京都東大和市南街6丁目38番地の2サン

チェリー302号

再生債務者 大内田新司

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月30日から令和6年6月20日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和6年（再イ）第32号**

東京都あきる野市瀬戸岡403番地  
再生債務者 松本 翔太

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月30日から令和6年6月20日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和6年（再イ）第35号**

東京都八王子市南大沢3丁目4番地7-508  
再生債務者 安藤十夜子

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月30日から令和6年6月20日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和6年（再イ）第4号**

香川県高松市塩上町2丁目12番3-905号  
アルファライフ瓦町駅東  
再生債務者 深江 奈奈

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月30日から令和6年6月13日まで  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和6年（再イ）第2号**

大分県佐伯市本匠大字字津々780番地  
再生債務者 染矢 直樹

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月30日から令和6年6月20日まで  
大分地方裁判所佐伯支部

**令和6年（再イ）第17号**

静岡県袋井市睦町5番地の10  
再生債務者 萩原 幸生

- 1 決定年月日時 令和6年4月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月28日から令和6年6月4日まで  
静岡地方裁判所浜松支部再生係

**小規模個人再生による書面決議に付する決定**

**令和5年（再イ）第11号**

茨城県神栖市波崎8312番地15  
再生債務者 小松 康幸

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年3月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月1日まで  
令和6年4月17日 水戸地方裁判所麻生支部

**令和5年（再イ）第30号**

茨城県古河市松並2丁目15番28号 ストーリア201号室  
再生債務者 作間 卓也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月11日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月2日まで  
令和6年4月18日 水戸地方裁判所下妻支部

**令和6年（再イ）第11号**

千葉市中央区今井2丁目11番9号 メリーベル蘇我101号  
再生債務者 松尾 宣夫

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月7日まで  
令和6年4月17日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和5年（再イ）第36号**

大分市南春日町11番15号 サニーパレス春日205  
再生債務者 竹原 裕詞

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年3月21日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月7日まで  
令和6年4月15日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和6年（再イ）第2号**

栃木県那須郡那須町大字高久乙3369番地577  
再生債務者 菅原 裕子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月8日まで  
令和6年4月17日 宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和5年（再イ）第79号**

神奈川県厚木市飯山南1丁目14番27号 長澤ハイツ201  
再生債務者 宇根 伸一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年3月8日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月8日まで  
令和6年4月17日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和5年（再イ）第169号**

愛知県北名古屋市熊之庄十二社138番地2  
ハイツ柴山201号  
再生債務者 安藤 三好

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年3月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月8日まで  
令和6年4月17日 名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年（再イ）第38号**

愛知県知多市八幡字里之前38番地の1  
再生債務者 長岡 孝子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年3月29日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月8日まで  
令和6年4月17日 名古屋地方裁判所民事第2部

**令和5年（再イ）第37号**

茨城県東茨城郡大洗町成田町4243番地の6  
再生債務者 吉田 誠

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年3月22日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月9日まで  
令和6年4月18日 水戸地方裁判所

**令和5年（再イ）第388号**

東京都新宿区西落合3-2-11-307  
再生債務者 谷崎 敦

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月1日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月9日まで  
令和6年4月17日 東京地方裁判所民事第20部

**令和5年（再イ）第515号**

東京都足立区東綾瀬2-16-6-401  
再生債務者 笠原 博和

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年3月28日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月9日まで  
令和6年4月16日 東京地方裁判所民事第20部

**令和5年（再イ）第71号**

川崎市川崎区南町15番地3 日神パレスタージ川崎 605  
再生債務者 荒牧慎一郎

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年3月29日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月9日まで  
令和6年4月18日 横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和6年（再イ）第3号**

岐阜県加茂郡坂祝町酒倉1058番地1  
再生債務者 荻谷 金二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年3月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月9日まで  
令和6年4月18日 岐阜地方裁判所御嵩支部

**令和5年（再イ）第46号**

大分市大字鶴野1260番地の11  
再生債務者 渡辺 実樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月11日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月9日まで  
令和6年4月18日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和6年（再イ）第1号**

栃木県日光市今市794番地11  
再生債務者 阿久津眞二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月10日まで  
令和6年4月16日

宇都宮地方裁判所第1民事部

**令和5年（再イ）第101号**

埼玉県狭山市狭山台1丁目31番地 1-17-406  
再生債務者 中嶋 政治

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月15日まで  
令和6年4月17日

さいたま地方裁判所川越支部

**令和5年（再イ）第447号**

大阪市生野区巽西3丁目12番8号  
再生債務者 岡本 明

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年3月22日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月15日まで  
令和6年4月17日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年（再イ）第5号**

北海道根室市定基町3丁目4番地  
再生債務者 安達 玲

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月16日まで  
令和6年4月18日 釧路地方裁判所根室支部

**令和5年（再イ）第352号**

大阪府枚方市出口1丁目9番38号  
再生債務者 宮川 登

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月11日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月20日まで  
令和6年4月17日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年（再イ）第5号**

大阪府吹田市泉町5丁目24番22号（A-103）  
再生債務者 近藤 努

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月20日まで  
令和6年4月17日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年（再イ）第28号**

大阪市北区池田町12番10号 A I S A I K E D A 402号室  
再生債務者 三島 昇

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月15日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月20日まで  
令和6年4月17日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年（再イ）第45号**

千葉県八街市四木1821番地  
再生債務者 片岡 良典

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月12日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月21日まで  
令和6年4月16日 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和5年（再イ）第14号**

熊本県八代市郡築八番町36番地4  
再生債務者 黒澤 昭生

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年3月22日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年5月2日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月2日まで  
令和6年4月18日 熊本地方裁判所八代支部

**令和5年（再イ）第1号**

熊本県天草市東浜町14番9号 東浜コーポラス202号室  
再生債務者 出永 達也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年3月18日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年5月2日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月2日まで  
令和6年4月18日 熊本地方裁判所天草支部

**令和5年（再イ）第86号**

岡山市東区東幸西73番地5  
再生債務者 河島 直道

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年3月18日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年5月8日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月8日まで  
令和6年4月17日

岡山地方裁判所第3民事部

**令和6年（再イ）第3号**

岡山市東区瀬戸町光明谷193番地5  
再生債務者 岡本 均

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月8日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年5月8日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月8日まで  
令和6年4月17日

岡山地方裁判所第3民事部

**令和5年（再イ）第50号**

新潟市東区南紫竹1丁目1番24号  
再生債務者 藤野 尚志

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月3日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年5月9日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月9日まで  
令和6年4月18日 新潟地方裁判所民事部

**令和5年（再イ）第77号**

広島市中区土橋町3番1-201号  
再生債務者 高橋 浩平

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年2月27日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年5月15日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月15日まで  
令和6年4月17日

広島地方裁判所民事第4部

**令和6年（再イ）第1号**

鳥取県米子市東福原2丁目2番13号  
再生債務者 瀧井 大介

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月15日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年5月16日

- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月16日まで

令和6年4月18日 鳥取地方裁判所米子支部

**令和6年（再イ）第8号**

神戸市西区伊川谷町井吹599番地  
再生債務者 三浦 規匡

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年4月10日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年5月20日

- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和6年5月20日まで

令和6年4月18日

神戸地方裁判所明石支部再生係

**小規模個人再生による再生計画取消****令和4年（再イ）第6号**

熊本県球磨郡錦町西6-1 第2錦フルーツコーポアップル2号室  
再生債務者 中村 達也

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 令和4年9月2日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。

令和6年4月16日 宮崎地方裁判所都城支部

**給与所得者等再生による再生手続開始****令和5年（再口）第15号**

名古屋市緑区大高町字八幡14番地の1（従前の住所）名古屋市南区中割町2丁目39番地フェニックス宝 A棟102号

再生債務者 山口 丈人

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月17日から令和6年5月24日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年（再口）第10003号**

神奈川県川崎市高津区坂戸3-4-1-1  
再生債務者 土屋 幸司

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月29日から令和6年6月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和6年（再口）第3号**

京都市北区大北山原谷乾町36番地100  
再生債務者 森本 計彦

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月22日から令和6年6月3日まで  
京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和6年（再口）第2号**

埼玉県川口市本町4丁目13番3-303号  
デュオプラザ川口壱番館  
再生債務者 上前 博

- 1 決定年月日時 令和6年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年5月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年5月30日から令和6年6月6日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部

**給与所得者等再生による再生  
計画案についての意見聴取****令和5年（再口）第5号**

愛媛県松山市祇川1丁目4番24号  
再生債務者 村上 武尚

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和6年4月15日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和6年5月16日まで  
令和6年4月18日 松山地方裁判所民事部

**給与所得者等再生による再生  
計画認可****令和5年（再口）第25号**

大阪府寝屋川市黒原旭町3番6号  
再生債務者 阪谷 康男

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和6年2月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和6年4月17日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年（再口）第4号**

岩手県奥州市水沢花園町1丁目5番33号  
再生債務者 廣瀬 昭行

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和6年4月3日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和6年4月17日 盛岡地方裁判所水沢支部

**令和5年（再口）第2号**

宮崎市出来島町184番地1 レクシアシティ  
宮崎アクアグランデ402号  
再生債務者 中島 真也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和6年4月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和6年4月18日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和5年（再口）第2号**

秋田市新屋寿町5番8号  
再生債務者 湊 誠

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和6年4月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和6年4月18日

秋田地方裁判所民事第2部

**所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判がされることとなります。

**令和6年（チ）第2号**

沖縄県南城市大里字大里592番地1  
申立人 長島 秀明

沖縄県那覇市宇小禄882番地6  
申立人 長島 英明

住所・居所 不明  
（最後の住所）中国

所在等不明共有者 長島 進一

届出期間満了日 令和6年8月16日  
令和6年4月16日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

**（別紙）物件目録**

所在 稲敷市蒲ヶ山字土戸平 1240番地66  
家屋番号 1240番66

種類 居宅

構造 木造スレート葺2階建

床面積 1階 38.09平方メートル  
2階 37.26平方メートル

（所在等不明共有者の持分 3分の1）

**所有者不明土地及び建物管理  
命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

**令和6年（チ）第1号**

静岡県賀茂郡河津町峰856番地30

申立人 小田 和弘

（亡小田憲司の最後の住所）静岡県富士市瓜島町114番地

（別紙物件目録記載1の一部及び同目録記載2の不動産登記記録上の住所）榛原郡中川根町徳山729番地  
所有者（別紙物件目録記載2）・共有者（別紙物件目録記載1） 亡小田憲司相続財産

届出期間満了日 令和6年6月14日

令和6年4月16日 静岡地方裁判所  
（別紙）物件目録

- 1 所在 静岡県榛原郡川根本町徳山字田森  
地番 729番  
地目 宅地  
地積 267.76平方メートル  
不明共有者の持分 24分の16

- 2 所在 静岡県榛原郡川根本町徳山字田森729番地

家屋番号 729番

種類 居宅店舗

構造 木造瓦・石綿セメント板葺2階建

床面積 1階 61.05平方メートル

2階 23.08平方メートル

**所有者不明土地管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

**令和6年（チ）第2号**

東京都中央区銀座6丁目15番1号

申立人 電源開発送変電ネットワーク株式会社  
住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）札幌市白石区本通十丁目南7番6号（別紙物件目録1及び2につき、札幌市豊平区月寒西一条9丁目464番地2、同3ないし6及び8ないし10につき、札幌郡広島町字富ヶ岡875番地）

共有者 大平つね子

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）札幌市東区北二十条東1丁目1番2-107号（別紙物件目録1及び2につき、札幌市豊平区美園四条1丁目11番地1、同3ないし6及び8ないし10につき、札幌市南区豊滝442番地47）

共有者 高橋 桂子（別紙物件目録1ないし6及び8ないし10につき、沼田 桂子）

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）札幌市白石区栄通十五丁目13番27号（別紙物件目録1及び2につき、札幌郡広島町字共栄108番地2、同3ないし6及び8ないし10につき、札幌郡広島町字共栄276番地）

共有者 竹田 京子（別紙物件目録3ないし6及び8ないし10につき、大平 京子）

住所・居所	不明	(不動産登記記録上の住所) 東京都昭島市玉川町三丁目29番18号 (別紙物件目録1ないし6及び8ないし10につき、札幌市東区東苗穂町601番地)
共有者	大平 繁夫	
住所・居所	不明	(不動産登記記録上の住所) 小樽市桜三丁目6番405号 (別紙物件目録1及び2につき、札幌市豊平区月寒西一条九丁目464番地2、同3ないし6及び8ないし10につき、札幌市東区東苗穂町875番地)
共有者	平村 郁子 (別紙物件目録1ないし6及び8ないし10につき、大平 郁子)	
住所・居所	不明	(不動産登記記録上の住所) 茨城県岩井市大字辺田1517番地 (別紙物件目録1及び2につき、札幌市豊平区月寒西一条九丁目464番地2、同3ないし6及び8ないし10につき、札幌市東区東苗穂町875番地)
共有者	大平 健壽 (別紙物件目録1、3ないし10につき、大平 健寿)	
届出期間満了日	令和6年6月17日	札幌地方裁判所
令和6年4月15日		

所在	北広島市富ヶ岡	地番	875番13	地目	原野	地積	22平方メートル
所在	北広島市富ヶ岡	地番	875番14	地目	畑	地積	2667平方メートル
所在	北広島市富ヶ岡	地番	875番15	地目	畑	地積	5936平方メートル
所在	北広島市富ヶ岡	地番	875番16	地目	畑	地積	119平方メートル
所在	北広島市富ヶ岡	地番	875番17	地目	宅地	地積	1181平方メートル
令和6年(子)第3004号							
東京都練馬区東大泉1丁目37番14号							
申立人	株式会社シテイナー・トータルプラン						
住所・居所	不明						
(不動産登記記録上の住所)	江東区亀戸町三丁目45番地						
所有者	西原 喜美						
届出期間満了日	令和6年6月15日						
令和6年4月16日							
(別紙) 物件目録							
所在	江東区亀戸三丁目						
地番	54番22						
地目	宅地						
地積	36.36平方メートル						
令和6年(子)第2号							
福岡県行橋市泉中央2丁目14番23号							
申立人	有限会社西本産業						
代表者取締役	西本 修						
住所・居所	不明						
(不動産登記記録上の住所)	不明						
所有者	加来 勤七						
(不動産登記記録上の氏名)	共有惣代加来 勤七						
届出期間満了日	令和6年6月14日						
令和6年4月15日							

(別紙) 物件目録  
所在 行橋市泉中央二丁目  
地番 21.68番  
地目 宅地  
地積 13.22平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和六年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和六年三月六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は令和六年三月十九日付、室蘭民報二頁に、それぞれ掲載しております。

令和六年四月二十六日  
北海道伊達市梅本町四番地二四  
(甲) 時田自工株式会社  
代表取締役 時田 由昭  
北海道伊達市梅本町三九番地の三六  
(乙) 株式会社トキタ  
代表取締役 時田 由昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和五年十二月二十七日  
掲載頁 二頁

令和六年四月二十六日  
群馬県前橋市青柳町一九八番地  
(甲) 株式会社ハンブティーダンブ  
代表取締役 須田 裕一  
群馬県高崎市足門町一七二番地四  
(乙) 株式会社ハンブティーダンブ  
ティーティーパーティー  
代表取締役 須田 裕一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://avis-japan.jp/>  
(乙) 確定した最終事業年度はありません。  
令和六年四月二十六日  
さいたま市北区宮原町二一九〇一四アイ  
ネットビル四下  
(甲) 株式会社アビスジャパン  
代表取締役 笹尾 隆  
東京都千代田区外神田三丁目一番一  
(乙) 株式会社E L first  
代表取締役 堀池 康夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年三月四日  
掲載頁 一二四頁(号外第四十七号)  
(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年三月四日  
掲載頁 一二四頁(号外第四十七号)

令和六年四月二十六日  
埼玉県さいたま市岩槻区谷下一五六一一  
(甲) 株式会社第一サービスソリュー  
ションズ  
代表取締役 餅原 幹也  
東京都港区西新橋一丁目六番一三号  
(乙) 株式会社第一サービスソリュー  
ションズ  
代表取締役 餅原 幹也

代表取締役 餅原 幹也

合併公告

債権者及び株主等関係者 各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和五年六月一日

掲載頁 十頁

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和五年六月一日

掲載頁 十頁

令和六年四月二十六日

東京都品川区東五反田五丁目一〇番一八号

(甲) 株式会社クリエイト・デザイン

代表取締役 原田 尚彦

東京都品川区東五反田五丁目一〇番一八号

(乙) 株式会社LG&EW

代表取締役 中澤 祐介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和六年四月二十六日

東京都港区芝二丁目一〇番六号EARTH

SHIBA BLD. 三Fイントリム内

(甲) SUKIYABASHI合同会社

代表社員 一般社団法人SUKIYA

BASHI

職務執行者 河原 正幸

東京都品川区上大崎三丁目一番一丁目黒セ

ントラルスクエア一五階

(乙) 有限会社深川商会

取締役 足立 裕也

合併公告

左記会社は合併し甲は乙、丙、丁、戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊は解散します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年四月一日

掲載頁 五十三頁(号外第八十四号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年四月一日

掲載頁 四十三頁(号外第八十四号)

(丙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年四月一日

掲載頁 四十八頁(号外第八十四号)

令和六年四月二十六日

東京都新宿区西新宿七丁目二〇番一〇号

(甲) 株式会社データX

代表取締役 安部 泰洋

東京都新宿区西新宿七丁目二〇番一〇号

(乙) 株式会社dataX Technologies

代表取締役 安部 泰洋

福岡市中央区天神四丁目四番一〇号

(丙) 株式会社dataX Fukuoka

代表取締役 安部 泰洋

東京都新宿区西新宿七丁目二〇番一〇号

(丁) 株式会社dash Technologies

代表取締役 井戸端洋彰

東京都新宿区西新宿七丁目二〇番一〇号

(戊) 株式会社dash Lite

代表取締役 安部 泰洋

東京都新宿区西新宿七丁目二〇番一〇号

(甲) 株式会社セブンティーン

代表取締役 大村 剛

東京都渋谷区渋谷二丁目一番五号クロス

オフィス渋谷メディア

(乙) 株式会社セブンティーン

代表取締役 大村 剛

東京都渋谷区渋谷二丁目一番五号クロス

オフィス渋谷メディア

(丙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和五年六月三十日

掲載頁 六十三頁(号外第一三九号)

掲載紙 官報

掲載の日付 令和五年六月三十日

令和六年四月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目六番五号

(甲) アルカセクト・コンサルティング

株式会社

代表取締役 小川 啓介

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三番西新

宿水間ビル二階

(乙) 株式会社Beyond Digital

代表取締役 小川 啓介

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三番西新

宿水間ビル二階

(丙) System Partners Japan 株式会社

代表取締役 小川 啓介

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

(甲) 株式会社オーブンハウス群馬

代表取締役 荒井 正昭

東京都千代田区丸の内三丁目三番一〇号

(乙) 株式会社オーブンハウス桐生

代表取締役 横瀬 寛隆

令和六年四月二十六日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目二番一〇号

(甲) 株式会社西友ホールディングス

代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目二番一〇号

(乙) 株式会社西友ホールディングス

代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目二番一〇号

(甲) 株式会社ダイダロス

代表取締役 大村 剛

東京都渋谷区渋谷二丁目一番五号クロス

オフィス渋谷メディア

(乙) 株式会社セブンティーン

代表取締役 大村 剛

東京都渋谷区渋谷二丁目一番五号クロス

オフィス渋谷メディア

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和五年十二月二十一日

掲載頁 一五三頁(号外第二六八号)

掲載紙 官報

掲載の日付 令和五年十二月二十一日

掲載頁 一五五頁(号外第二六八号)

令和六年四月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

(甲) 株式会社オーブンハウス群馬

代表取締役 荒井 正昭

東京都千代田区丸の内三丁目三番一〇号

(乙) 株式会社オーブンハウス桐生

代表取締役 横瀬 寛隆

令和六年四月二十六日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目二番一〇号

(甲) 株式会社西友

代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目二番一〇号

(乙) 株式会社西友

代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目二番一〇号

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年四月五日

掲載頁 九十三頁(号外第八十八号)

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年四月五日

掲載頁 八十七頁(号外第八十八号)

令和六年四月二十六日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目二番一〇号

(甲) 株式会社西友

代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目二番一〇号

(乙) 株式会社西友

代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目二番一〇号

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年三月五日

掲載頁 六十三頁(号外第四十八号)

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年三月五日

掲載頁 五十八頁(号外第四十八号)

令和六年四月二十六日

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目一〇番一〇号

(甲) 日綜産業株式会社

代表取締役 小野 大

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目一〇番一〇号

(乙) 株式会社資材ドック

代表取締役 小野 大

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和六年四月八日
掲載頁 四頁
掲載紙 官報

令和六年四月二十六日
東京都新宿区西早稲田二丁目二〇番九号

(甲) スマートモバイルコミュニケーションズ ションズ株式会社
代表取締役 鳥越 洋輔

(乙) 株式会社B E A M O
代表取締役 倉林 聡子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和六年四月二十六日
東京都港区赤坂九丁目七番一〇号ミッドタウン・タワー三七階

(甲) 株式会社D B C ホールディングス
代表取締役 宮原 拓郎

(乙) 株式会社デジタルプラスコンサルティング
代表取締役 堀口 真吾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙・丙の権利義務全部を承継して存続し乙・丙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年三月一日
掲載頁 一二五頁(号外第四十六号)

令和六年四月二十六日
東京都港区南青山二丁目二番一五―八二五号

(甲) 株式会社総和エステーツ
代表取締役 鈴木 大亮

(乙) 株式会社東京デザインセンター
代表取締役 鈴木 大亮

(丙) 合同会社Y C H I 5
代表社員 鈴木 大亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和五年九月二十六日
掲載頁 二頁

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和六年四月十六日
掲載頁 十一頁

(丙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和六年三月十九日
掲載頁 十四頁

(丁) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和六年三月十九日
掲載頁 十四頁

令和六年四月二十六日
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番四号

(甲) 株式会社トランジットジェネラル オフィス
代表取締役 中村 貞裕

(乙) 株式会社トランジットコーポレーターズ
代表取締役 垂水 謙児

(丙) 株式会社NEW FACTORY TOKYO
代表取締役 江頭 康郎

(丁) 株式会社もしもフアクトリー
代表取締役 松本 光弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.nekkeisai.com/1001217/
掲載紙 官報

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和五年九月二十八日
掲載頁 九十四頁(号外第二〇三号)

令和六年四月二十六日
東京都中央区新川一丁目五番一九号

(甲) 株式会社アイシーピー
代表取締役 石部 将生

(乙) 株式会社P M C
代表取締役 柴山 浩二

東京都中央区新川一丁目五番一九号

東京都中央区新川一丁目五番一九号

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 三甲不動産株式会社
代表取締役 後藤 利彦

(乙) 三甲リース株式会社
代表取締役 後藤 利彦

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
掲載紙 官報

令和五年十月二日
掲載頁 一二三頁(号外第二〇七号)

令和六年四月二十六日
東京都千代田区麹町四一八麹町クリスタルシティ

(甲) アクシスコンサルティング株式会社
代表取締役 山尾 幸弘

(乙) 株式会社ケンブリッジ・リサーチ スタールシティ
代表取締役 伊藤 文隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和六年四月十六日
掲載頁 四頁

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年四月十六日
掲載頁 八十三頁(号外第九十六号)

令和六年四月二十六日
川崎市幸区遠藤町四九番地一

(甲) 株式会社五十嵐電機製作所
代表取締役 五十嵐 恵一

(乙) 新羽工業株式会社
代表取締役 五十嵐 恵一

川崎市幸区遠藤町四九番地一

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和六年四月二十六日
掲載頁 三頁

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和六年四月二十六日
掲載頁 三頁

令和六年四月二十六日
岐阜県瑞穂市本田四七四番地の一

(甲) 三甲不動産株式会社
代表取締役 後藤 利彦

(乙) 三甲リース株式会社
代表取締役 後藤 利彦



合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 東京都内において発行する日刊工業新聞  
掲載の日付 令和五年六月二十三日

(乙) 掲載紙 官報  
掲載頁 六頁  
掲載の日付 令和六年二月二日

(乙) 掲載紙 官報  
掲載頁 九十三頁(号外第二十七号)  
令和六年四月二十六日

愛知県津島市鹿伏兎町下子守二三番地  
(甲) 株式会社 Wildlife  
代表取締役 廣邊 徹也

愛知県津島市鹿伏兎町西清水四七番地  
(乙) アースパワープロダクツ株式会社  
代表取締役 松原 光作

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 中部経済新聞  
掲載の日付 令和六年四月十七日

(乙) 掲載紙 官報  
掲載頁 二頁  
掲載の日付 令和五年十二月二十八日

掲載頁 七十九頁(号外第二七五号)  
令和六年四月二十六日

名古屋瑞穂区内浜町二六番三号  
(甲) エイベックス株式会社  
代表取締役 加藤 丈典

名古屋瑞穂区内浜町二五番一五号  
(乙) 株式会社森井鉄工所  
代表取締役 加藤 丈典

合併公告  
左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにしたしました。

効力発生日は令和六年六月一日であり、甲は会社法第七九条第二項、乙は同第七八条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずして合併することを決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。  
(乙) <https://www.nike.co.jp/investor>  
grpkoukoku/

令和六年四月二十六日  
神戸市中央区明石町四七番地  
(甲) 日本毛織株式会社  
代表取締役 長岡 豊

兵庫県伊丹市行基町一丁目五番地  
(乙) 株式会社フジコー  
代表取締役 日原 邦明

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年四月十五日

掲載頁 五十九頁(号外第九十五号)  
掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年四月十五日

掲載頁 六十七頁(号外第九十五号)  
令和六年四月二十六日

奈良県大和郡山白土町二二八番地四  
(甲) トドロキスポーツマネージメント株式会社  
代表取締役 平川 猶基

奈良県大和郡山白土町二二八の四  
(乙) 轟産業株式会社  
代表取締役 平川 猶基

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年四月十二日

(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年四月十二日

掲載頁 五十頁(号外第九十三号)  
令和六年四月二十六日

奈良県大和郡山白土町四三六番地  
(甲) 新日本輸送株式会社  
代表取締役 川井 徳子

奈良県奈良市東紀寺町二丁目一〇番号  
(乙) 株式会社ノブレス  
代表取締役 米田 稔

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年四月十六日

(乙) 計算書類の公告義務はありません。  
令和六年四月二十六日

広島市南区段原日出二丁目三番二〇号  
(甲) 株式会社TAISEI  
代表取締役 玉木 昌士

広島市南区段原日出二丁目三番二〇号  
(乙) 有限会社本モーターズ  
代表取締役 玉木 昌士

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

吸収分割公告  
左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の賃貸及び各種資産管理事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和六年四月二十五日

掲載頁 二頁  
令和六年四月二十六日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目二〇番二一六〇九号  
(甲) 株式会社 Freely  
代表取締役 樋口 弘和

東京都渋谷区東三丁目一六番三三〇  
(乙) 株式会社トライアンフ  
代表取締役 樋口 弘和

吸収分割公告  
左記会社は吸収分割して甲は乙の石巻工場事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) <http://www.meiko-elec.com/ir/>  
na-shinri

令和六年四月二十六日  
宮城県石巻市重吉町八番地五  
(甲) 株式会社宮城メイコー  
代表取締役 芳野 明

山形県西村山郡河北町谷地字真木二五〇番地  
(乙) 株式会社山形メイコー  
代表取締役 大場 哲

吸収分割公告  
左記会社は吸収分割して甲は乙の石巻工場事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) <http://www.meiko-elec.com/ir/>  
na-shinri

令和六年四月二十六日  
宮城県石巻市重吉町八番地五  
(甲) 株式会社宮城メイコー  
代表取締役 芳野 明

山形県西村山郡河北町谷地字真木二五〇番地  
(乙) 株式会社山形メイコー  
代表取締役 大場 哲

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の温泉事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)(乙)ともに 掲載紙 官報

掲載の日付 令和五年十二月二十一日 掲載頁 一五三頁(号外第二六八号) 令和六年四月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号 (甲) 株式会社オープンハウス群馬 代表取締役 荒井 正昭

群馬県利根郡みなかみ町藤原三八三二番地 四〇 (乙) 株式会社オープンハウスみなかみ 代表取締役 横瀬 寛隆

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の社会システム事業及びITソリューション事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.comsys.co.jp/ir/koukoku/ (乙) https://www.sancom-eng.co.jp

令和六年四月二十六日 東京都品川区東五反田二丁目一七番一号 (甲) 日本コムシス株式会社 代表取締役 田辺 博

東京都品川区東五反田二丁目一七番一号 (乙) サンコムシスエンジニアリング 株式会社 代表取締役 大内 宏之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の介護事業の全部及び不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)・(乙)

掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和六年四月十八日 掲載頁 三頁 令和六年四月二十六日

長野県松本市城西一丁目一番四五号 (甲) 共和ホールディングス株式会社 代表取締役 江本 日東

長野県松本市女鳥羽二丁目一番二二号 (乙) 共和観光株式会社 代表取締役 江本 日東

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のパレットレンタル事業及びコンテナレンタル事業を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和六年四月二十六日

令和六年四月二十六日 岐阜県瑞穂市本田四七四番地の一 (甲) 三甲パレットレンタル株式会社 代表取締役 後藤 利彦

岐阜県瑞穂市本田四七四番地の一 (乙) リース株式会社 代表取締役 後藤 利彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の旅館・ホテル事業及びこれに付随・関連する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和六年四月二十六日

令和六年四月二十六日 滋賀県大津市苗鹿二丁目三〇番七号 (甲) 株式会社美春閣 代表取締役 上田 文雄

岡山県倉敷市大島一六六番地の二 (乙) 株式会社ホテルリゾート下電 代表取締役 永山 久徳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の経営管理事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割の効力は令和六年五月三十一日午前零時に生じるものとします。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年三月二十九日 掲載頁 九十九頁(号外第八十二号) (乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年三月二十八日 掲載頁 四十八頁(号外第七十八号) 令和六年四月二十六日

大阪市鶴見区放出東三丁目八番一六号 (甲) 株式会社東宝ホールディングス 代表取締役 早川 公雄

大阪府東大阪市稲田上町一丁目四番五号 (乙) 株式会社太陽ハウジング 代表取締役 早川 弘美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の経営管理事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割の効力は令和六年五月三十一日午前零時に生じるものとします。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年三月二十九日 掲載頁 九十九頁(号外第八十二号) (乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年三月二十八日 掲載頁 四十八頁(号外第七十八号) 令和六年四月二十六日

大阪市鶴見区放出東三丁目八番一六号 (甲) 株式会社東宝ホールディングス 代表取締役 早川 公雄

大阪市鶴見区放出東三丁目二〇番二一号 (乙) 株式会社東大阪リビングセンター 代表取締役 早川まゆみ

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の経営管理事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割の効力は令和六年五月三十一日午前零時に生じるものとします。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年三月二十九日 掲載頁 九十九頁(号外第八十二号) (乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年三月二十八日 掲載頁 四十八頁(号外第七十八号) 令和六年四月二十六日

大阪市鶴見区放出東三丁目八番一六号 (甲) 株式会社東宝ホールディングス 代表取締役 早川 公雄

大阪府東大阪市稲田本町三丁目七番一三番一三号 (乙) 株式会社東宝ハウジング 代表取締役 早川 弘美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の経営管理事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割の効力は令和六年五月三十一日午前零時に生じるものとします。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年三月二十九日 掲載頁 九十九頁(号外第八十二号) (乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年三月二十八日 掲載頁 四十八頁(号外第七十八号) 令和六年四月二十六日

大阪市鶴見区放出東三丁目八番一六号 (甲) 株式会社東宝ホールディングス 代表取締役 早川 公雄

大阪市旭区清水二丁目二一七番一七号 (乙) 株式会社トップホーム 代表取締役 林 成夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の経営管理事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

- (甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和六年三月二十九日 掲載頁 九十九頁 (号外第八十二号)
(乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和六年三月二十八日 掲載頁 四十八頁 (号外第七十八号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の経営管理事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

- (甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和六年三月二十九日 掲載頁 九十九頁 (号外第八十二号)
(乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和六年四月十一日 掲載頁 三十九頁 (号外第九十二号)

大阪市鶴見区放出東三丁目八番一六号
(甲) 株式会社東宝ホールディングス
(乙) 株式会社第一不動産販売

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により日野出株式会社(乙)、住所福岡市博多区博多駅南六丁目一二番三〇号)の家庭紙事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

- (甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和六年三月十五日 掲載頁 五十五頁 (号外第五十九号)
(乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和六年四月三日 掲載頁 三十二頁 (号外第八十六号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資金管理事業(本業に係るものを除く)に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

- (甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和六年二月二十日 掲載頁 一一四頁 (号外第三十八号)
(乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和六年二月二十日 掲載頁 一二六頁 (号外第三十八号)

長崎市大橋町二番一四号
(甲) 大橋興産株式会社
(乙) 株式会社三基

吸収分割公告

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和五年十月三十一日 掲載頁 一五六頁 (号外第二二九号)
(乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和五年十二月七日 掲載頁 六二二頁 (号外第二五六号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙が沖縄県において営む直営店、製造工場に関する事業等その他一切の事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

- (甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和五年五月二十六日 掲載頁 六十四頁 (号外第一一二号)
(乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和五年五月二十六日 掲載頁 六十四頁 (号外第一一二号)

名古屋市中区東区葵三丁目一二番三三〇号
(甲) 株式会社琉球コスダ
(乙) 株式会社コスダ

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するT B エネルギ一株式会社(住所東京都品川区上大崎三丁目一番一)に対して当社の太陽光発電所(新設分割計画において特定するものに限り)の開発及び運営に係る事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

- 掲載紙 官報 掲載の日付 令和五年六月二十一日 掲載頁 四頁
(甲) 株式会社トラスバンク
(乙) 株式会社トラスバンク

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する内外リアルティホールディングス株式会社(住所東京都港区六本木五丁目二番七三〇六号)に対して当社事業に関して有する権利義務のうち新設分割計画に定めるものを承継させることにいたしました。

- 掲載紙 官報 掲載の日付 令和五年六月五日 掲載頁 一五六頁 (号外第一一八号)
(甲) 株式会社トラスバンク
(乙) 株式会社トラスバンク

宮城県仙台市太白区長嶺一九番二一〇号
(甲) 豊和合同会社
(乙) 新沼 理香

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

- 掲載紙 官報 掲載の日付 令和五年六月五日 掲載頁 一五六頁 (号外第一一八号)
(甲) 株式会社トラスバンク
(乙) 株式会社トラスバンク

組織変更公告

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- 掲載紙 官報 掲載の日付 令和五年六月五日 掲載頁 一五六頁 (号外第一一八号)
(甲) 株式会社トラスバンク
(乙) 株式会社トラスバンク

宮城県仙台市太白区長嶺一九番二一〇号
(甲) 豊和合同会社
(乙) 新沼 理香



資本金の額の減少公告

当社（令和六年四月十一日付で東京都渋谷区代々木三丁目一〇一四〇二から本店移転済）は、資本金の額を六千四百九十九万八千円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和六年五月二十七日までにお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/69528/announces  
令和六年四月二十六日  
東京都新宿区新宿一丁目二六番九号

株式会社Nature Innovation Group  
代表取締役 丸川 照司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百三十四万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和六年五月三十一日であり、株主総会の決議は、令和六年四月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/335266/announces  
令和六年四月二十六日  
神奈川県藤沢市村岡東二丁目二六番地の1

官報

掲載の日付 令和五年十月六日  
掲載頁 四十二頁（号外第二二一号）

令和六年四月二十六日  
東京都渋谷区渋谷三丁目二八番一三号

株式会社クラブネット  
代表取締役 富安 仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一千九百九十九万七千九百七十五円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和六年四月二十三日  
掲載頁 四十八頁（号外第一〇一号）

令和六年四月二十六日  
東京都世田谷区上馬一丁目一七番五号

ONIGO株式会社  
代表取締役 梅下 直也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千四百二十二万八千四百円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/35703/announces/28901  
令和六年四月二十六日  
東京都江東区富岡一丁目二番八号アサヒビル三〇九

株式会社IDDK  
代表取締役 上野宗一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千四百七十五万五千円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/335266/announces  
令和六年四月二十六日  
神奈川県藤沢市村岡東二丁目二六番地の1

株式会社FREST  
代表取締役 高橋 信明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和六年四月十八日  
掲載頁 七十頁（号外第九十八号）

令和六年四月二十六日  
長野市中御所三丁目七番一四号

北信土建株式会社  
代表取締役 野澤 敏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千二百万円減少し一千三百万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載の日付 令和六年四月十六日  
掲載頁 八十六頁（号外第九十六号）

令和六年四月二十六日  
大阪市浪速区元町三丁目一三番一〇号

株式会社ハイゴールド  
代表取締役 風呂本隆史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し五千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載の日付 令和六年四月十九日  
掲載頁 八十九頁（号外第九十九号）

令和六年四月二十六日  
岡山市北区問屋町六番地一〇一

西部技術コンサルタント株式会社  
代表取締役 清水 英二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和六年四月十二日  
掲載頁 五十七頁（号外第九十三号）

令和六年四月二十六日  
広島県東広島市黒瀬町宗近柳国一〇二番地の1

住田鉄工株式会社  
代表取締役 住田 和則

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五百四億六千二百八十六万二千四百二十三円減少して〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載の日付 令和六年四月二十六日  
掲載頁 三頁

令和六年四月二十六日  
岐阜県瑞穂市本田四七四番地の1

三甲不動産株式会社  
代表取締役 後藤 利彦

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を九千七百八十七万九千八百八十九円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、当社は確定した最終事業年度はありません。

令和六年四月二十六日  
三重県津市森町一六一四番地の二

株式会社マルジョウHD  
代表取締役 岩澤 理夫

準備金の額の減少公告

当社は、令和六年五月三十一日を効力発生日とする株式会社東大阪リビングセンター、株式会社東宝ハウジング、株式会社トップホーム、株式会社山の街、株式会社アーク建設及び株式会社第一不動産販売との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和六年三月二十八日  
掲載頁 四十八頁（号外第七十八号）

令和六年四月二十六日  
大阪府東大阪市稲田上町一丁目四番五号

株式会社太陽ハウジング  
代表取締役 早川 弘美

準備金の額の減少公告

当社は、令和六年五月三十一日を効力発生日とする株式会社東宝ハウジング、株式会社トップホーム、株式会社第一不動産販売との株式交換(以下「本株式交換」)により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年三月二十八日

掲載頁 四十八頁(号外第七十八号)

令和六年四月二十六日

大阪市鶴見区放出東三丁目二〇番二一号

株式会社東大阪リビングセンター

代表取締役 早川まゆみ

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加した資本準備金の額を三億八千二百八十七万七千三百七十六円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和六年四月二十六日

大阪市都島区都島北通一丁目一〇番二〇号

株式会社HATA RAMUNEホール

ディングス 代表取締役 秦 彰宏

準備金の額の減少公告

当社は、令和六年五月一日を効力発生日とする日本水処理工業株式会社との株式交換(以下、「本株式交換」という。)により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の額の増加額から二百五十万円を控除した額を減少することいたしましたので公告します。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年四月四日

掲載頁 九十二頁(号外第八十七号)

令和六年四月二十六日

大阪府北区菅原町八番一四号

株式会社 Mizuishi

代表取締役 川西 昌史

準備金の額の減少公告

当社は、令和五年九月二十二日に効力発生日とする株式会社交付(以下「本件株式交付」という。)により資本準備金の額が増加したため、資本準備金の額について、本件株式交付による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社は確定した最終事業年度はありませ

令和六年四月二十六日

奈良県御所市大字茅原七八番地の一

プロレックス株式会社

代表取締役 正司 啓

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千七百九十九万八千九百三十六円、資本準備金の額を八億一千三百四十七万九千五百五十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年四月十九日

掲載頁 七十八頁(号外第九十九号)

令和六年四月二十六日

東京都渋谷区円山町二八番一号渋谷道玄坂

スカイビル一F 株式会社Chompy

代表取締役 大見 周平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千四百五十二万五千円、資本準備金の額を二億六千二百三十五万五千円減少し、それぞれ一千五十万円、二百六十二万五千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありませ

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年四月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社

赤坂国際会計内 GCJG34株式会社

代表取締役 西野 貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千万一円、資本準備金の額を三億二千九百九十九万九千九百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありませ

令和六年四月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目七番一〇号ラン

ディック虎ノ門ビル九階

株式会社アイ・シー・ゼロ・フォー

代表取締役 植田 兼司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千五百万円、資本準備金の額を三億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありませ

令和六年四月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目七番一〇号ラン

ディック虎ノ門ビル九階

株式会社アイ・シー・ゼロ・ファイブ

代表取締役 植田 兼司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千四百九十九万七千七百三十三円から一億四千四百九十九万七千七百三十三円減少して一億円、資本準備金の額を十五億二千八百七十七万五千九百九十一円から十五億二千八百七十七万五千九百九十一円減少して零円にすることにいたしました。効力発生日は令和六年五月三十一日であり、株主総会の決議は令和六年三月二十九日に終了しています。

この決定に対し異議のある債権者は、令和六年五月二十七日までにお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和六年四月二十六日

東京都渋谷区神南二丁目二番一六号

株式会社div

代表取締役社長 石原 圭

https://ternet-one.akamaized.net/files/661d088de4d78120da979720240426-001.pdf

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和六年五月三十一日を効力発生日とする株式会社太陽ハウジング、株式会社東大阪リビングセンター、株式会社東宝ハウジング、株式会社トップホーム、株式会社山の街、株式会社アーキ建設及び株式会社第一不動産販売との株式交換により資本準備金の額が増加すること並びに募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ十億三千八百二十四万一千八百三十三円増加することを条件として、資本準備金の額を全額減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年三月二十九日

掲載頁 九十九頁(号外第八十二号)

令和六年四月二十六日

大阪市鶴見区放出東三丁目八番一六号

株式会社東宝ホールディングス

代表取締役 早川 公雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円、資本準備金の額を三億九千四百五十五万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和五年八月三十日

掲載頁 六十二頁(号外第一八一号)

令和六年四月二十六日

徳島県徳島市川内町平石流通団地五番一

株式会社グリラス

代表取締役 渡邊 崇人

定款変更につき通知公告

当社は、令和六年五月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和六年四月二十六日

京都市中京区富小路通二条下る俵屋町一

五番地 湯浅コンサルタン株式会社

代表取締役 湯浅 博之

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式七千株を一株に併合することにより、提出した日である令和六年五月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和六年四月二十六日 福岡市博多区博多駅前中央街五番一四号 博多ステイションフード株式会社 代表取締役 佐々木吉夫

限定承認公告

本籍千葉県柏市大井一五二番地、最後の住所千葉県柏市大井一五二番地 被相続人 亡 坂巻 英直

右被相続人は令和五年十一月二十六日死亡し、その相続人は令和六年四月二十三日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

令和六年四月二十六日 東京都江戸川区小松川一丁目五番三号メゾン・リバーサイド三号棟二〇四号室 限定承認者 坂巻 華乃

限定承認公告

本籍愛知県江南市古知野町小金二六、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 西尾 照明

令和六年四月二十六日 (居所) 愛知県江南市古知野町小金二六 相続財産清算人 西尾 雅博

限定承認公告

本籍愛知県蒲郡市形原町春日浦一〇番地七、最後の住所愛知県蒲郡市形原町春日浦一〇番地七 被相続人 亡 廣濱 和壽

右被相続人は令和六年一月三十日死亡し、その相続人は令和六年四月十七日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

令和六年四月二十六日 愛知県西尾市今川町馬捨場二五番地五 相続財産清算人 本多由有紀

限定承認公告

本籍兵庫県洲本市物部一丁目四四〇番地一、最後の住所兵庫県洲本市千草庚二六五番地二五号 被相続人 亡 片山 義孝

右被相続人は令和六年一月十五日死亡し、その相続人は令和六年四月二十二日神戸家庭裁判所洲本支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

令和六年四月二十六日 大阪府中央区北浜一丁目一番三〇号リバービュー北浜一〇階 限定承認者原口拓也 代理人弁護士 矢吹 保博

限定承認公告

本籍兵庫県南あわじ市榎列松田七〇一番地、最後の住所兵庫県南あわじ市榎列松田七〇一番地 被相続人 亡 伊藤 正治

右被相続人は令和五年十一月十八日死亡し、その相続人は令和六年四月十日神戸家庭裁判所洲本支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

令和六年四月二十六日 兵庫県南あわじ市榎列松田七〇一番地 相続財産清算人 伊藤千恵子

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

(甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和六年三月二十八日 掲載頁 六十二頁(号外第七十八号)

また、乙の株券を所有する方は、この合併の効力発生日である令和六年六月三日までに乙にご提出下さい。

令和六年四月二十六日 東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号 (甲) 星光PMC株式会社 代表取締役社長執行役員 菅 正道

定款変更につき通知公告並びに株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、令和六年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにより、同様に公告します。

また、当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和六年五月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和六年四月二十六日 東京都港区芝五丁目二〇番一四号 東機通商株式会社 代表取締役 浦江 英司

第二種金融商品取引業の廃止公告

当社は、令和六年五月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に關し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和六年四月二十六日 札幌市中央区北四条西四丁目一番地三伊藤ビル四階 株式会社ノースエナジー 代表取締役 小坂 榮成

金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告

当社は、UBS Sumi TRUSTウェルズ・マネジメント株式会社(住所 東京都千代田区丸の内一丁目四番一五号)に対して、当社のウェルズ・マネジメント本部で営む金融商品取引業に係る事業の一部を譲渡することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

令和六年四月二十六日 東京都港区六本木一丁目六番一四号 クレディ・スイス証券株式会社 代表取締役 桑原 良

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和六年二月十五日開催の総会の決議により、出資一口の金額を十万円から五万円に減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和六年四月二十六日 神奈川県相模原市緑区青野原一六〇四一 農事組合法人つ組 代表理事 吉見 敦司

優先資本の額の減少公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/ariakeoffice.html 令和六年四月二十六日 東京都港区六本木一丁目六番一四号 泉ガールエンタワー二階 Residential Portfolio One 代表取締役 中村 武

優先資本の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本の額を一億二千万円減少して二十二億五千万円とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報 掲載の日付 令和五年十月十六日 掲載頁 四十三頁(号外第二一七号) 令和六年四月二十六日 東京都港区元赤坂一丁目一番七一一〇〇六号 PJMF Investments 特定 取締役 菊地 耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億六〇〇〇万円減少し一八億七六一五万円とし、発行済優先出資総口数六万二七三〇口のうち二万五二〇〇口を一口につき金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を二億六〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和六年五月三十一日であり、社員総会の決議は令和六年四月三十日に終了予定としております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- 掲載紙 官報
掲載の日付 令和四年四月二十一日
掲載頁 六十三頁(号外第八十八号)
令和六年四月二十六日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十三億一千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- 掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年三月五日
掲載頁 五十九頁(号外第四十八号)
令和六年四月二十六日
東京都港区六本木六丁目一〇番一五号六本木ヒルズ森タワー

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億三千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

令和六年四月二十六日
東京都渋谷区広尾一丁目一番二番四号
認会計士事務所気付

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億三千八百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

- 令和六年四月二十六日
東京都渋谷区広尾一丁目一番二番四号
認会計士事務所気付

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億四千七百八十七千六百四十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

- http://www.ko-koku.jp/
令和六年四月二十六日
東京都渋谷区広尾一丁目一番二番四号
認会計士事務所気付

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十一億五千九百九十万円減少し一億円とし、発行済優先出資総口数八万五千九百八十八口のうち八万三千九百九十八口を一口につき金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を四十一億五千九百九十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和六年五月三十一日であり、社員総会の決議は令和六年四月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年四月十六日
掲載頁 八十五頁(号外第九十六号)
令和六年四月二十六日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億八千八百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- 掲載紙 官報
掲載の日付 令和五年六月三十日
掲載頁 二二二頁(号外第一三九号)
令和六年四月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一〇号
原宿プロパティ特定目的会社

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

- http://www.asa-epn.jp/0000104382y/
令和六年四月二十六日
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇一〇二一〇号

債権申出の公告(第二回)

当企業年金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和六年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当企業年金に債権を有する者は、本公告の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥します。

- 令和六年四月二十六日
東京都港区芝三丁目三番一〇号
コーンズ・アンド・カンパニー・リミテッド
清算人 堀澤 昭博

債権申出の公告(第三回)

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、令和六年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和六年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

- 令和六年四月二十六日
岐阜県多治見市小田町六丁目一番一
太陽社電気株式会社
規約型確定給付企業年金清算人 玉置 秋雄

訂正公告

令和五年五月二十九日(号外第一一三号)掲載の決算公告(枠組)中、当社の決算期「翌の翌」とあるは「翌一週」の誤りにつき訂正します。

- 令和六年四月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目八番三十九ノ内トラスタワー本館一〇階
Hyla Japan株式会社
代表取締役 ビジユ・ナイア

訂正公告

令和六年二月二十日(号外第三十八号)掲載の不在者財産管理人による供託公告中、住所「埼玉県さいたま市本町東七丁目九番二番 S. S. S 与野寮」とあるは「埼玉県さいたま市中央区本町東七丁目九番二番 S. S. S 与野寮」、事件番号「令和二年(家)第八〇〇六九号」とあるは「令和元年(家)第八〇四四八号」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

- 令和六年四月二十六日
神奈川県横浜市中央区本町一丁目四番地
プライムメゾン横浜日本大通三階
不在者財産管理人 弁護士 小嶋 愛斗

正誤

Table with 2 columns: Page (ページ) and Error (誤). The error is '行' (line) and the correction is '正' (correct).

発行所 千代田区五反田四丁目五番五号 東京都港区虎ノ門三丁目二番五号 独立行政法人国立印刷局
電話 03(3587)4294
定価 一カ月、一六四円(本体一、五〇円) 本号一部、一四三円(本体一、三〇円)
送料 別

明治三十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

号外

四月二十六日付第一〇四号 府調達第七八号五六ページ

五六ページ

同日付第一〇五号九六ページ 同日付政令第三号三二二ページ